

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境生活部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 3 災害廃棄物等の処理に関する事 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 8 （新設） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事。<u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土木建築部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 宅地開発に伴う防災に関する事 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 3 災害廃棄物等の処理に関する事 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 8 （新設） 	健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事。<u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 	（略）		土木建築部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 宅地開発に伴う防災に関する事 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境生活部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 3 <u>市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関する事</u> 4 災害廃棄物等の処理に関する事 5 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土木建築部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 <u>盛土等及び宅地開発に伴う防災に関する事</u> 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 3 <u>市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関する事</u> 4 災害廃棄物等の処理に関する事 5 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 	健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 	（略）		土木建築部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 <u>盛土等及び宅地開発に伴う防災に関する事</u> 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 	<p>山口県業務継続計画との整合性を図る</p> <p>事務移管</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 3 災害廃棄物等の処理に関する事 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 8 （新設） 																					
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事。<u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 																					
（略）																						
土木建築部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 宅地開発に伴う防災に関する事 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事 2 飲料水の確保に関する事 <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 3 <u>市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関する事</u> 4 災害廃棄物等の処理に関する事 5 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事 6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事 7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事 8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事 																					
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 義援金品の受入れ・配分に関する事 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事 7 災害救助基金に関する事 8 医療施設の保全に関する事 9 医療、助産及び救護に関する事 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関する事 12 健康管理に関する事 																					
（略）																						
土木建築部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事 10 <u>盛土等及び宅地開発に伴う防災に関する事</u> 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事 																					

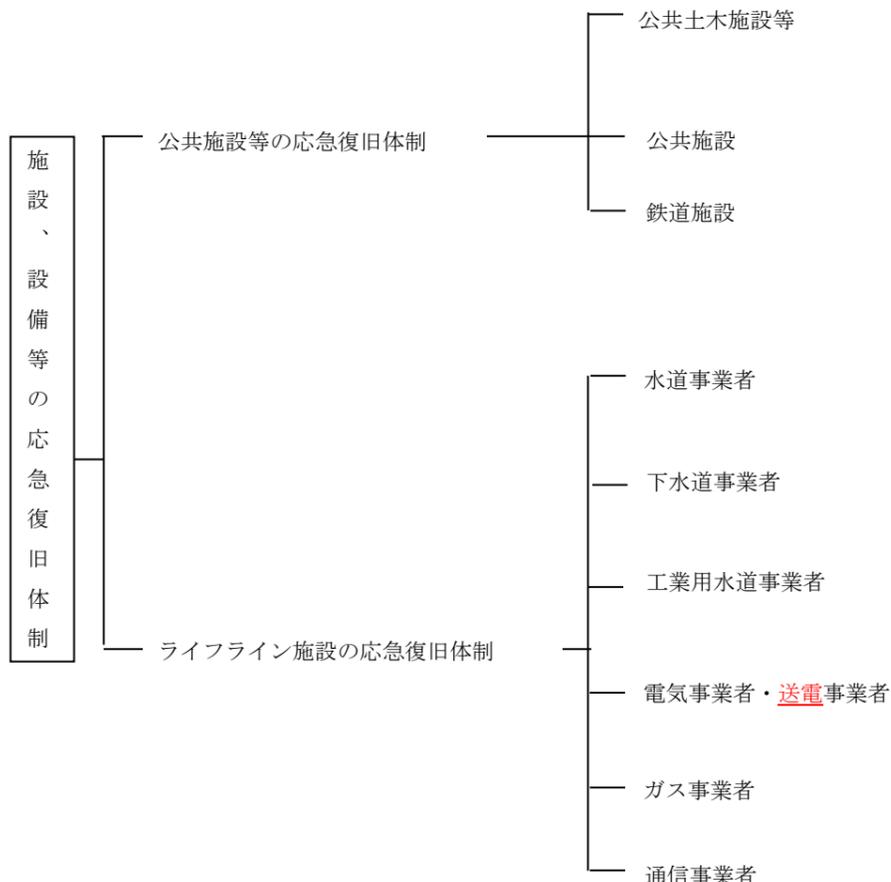
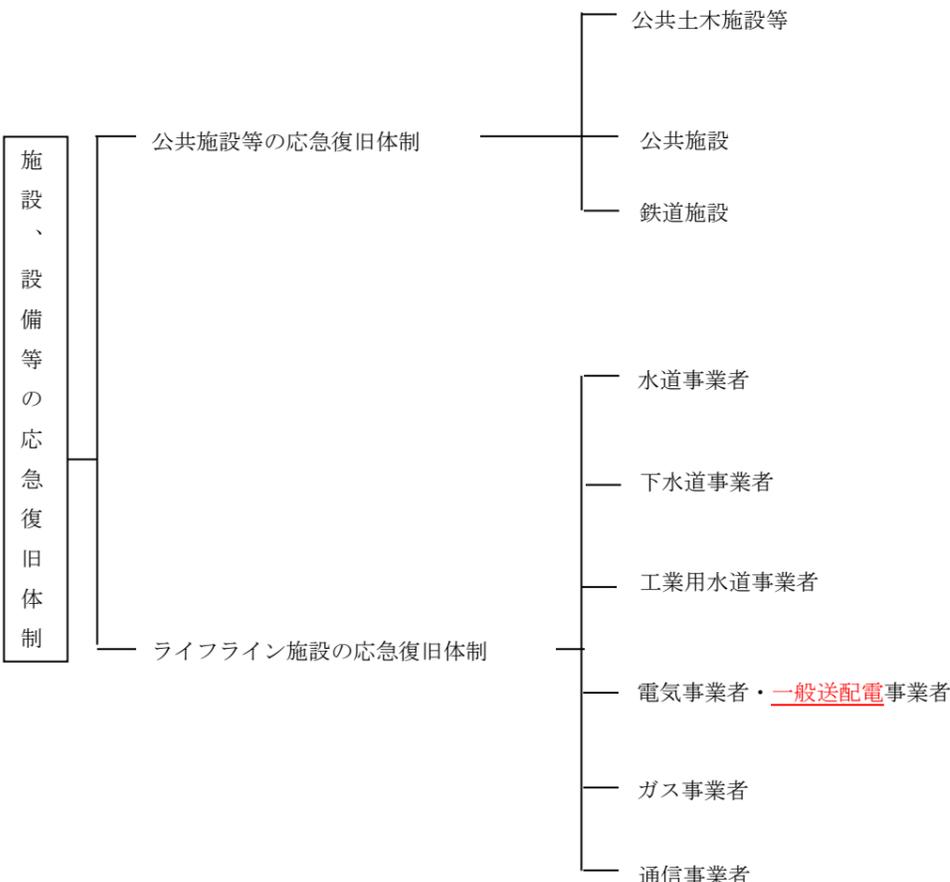
現 行	修 正 案	備 考
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県（2-1-3）</p> <p>4 県民に対する普及啓発</p> <p>避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<u>防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、</u>疑似体験装置等の活用も図る。</p> <p>第2章 防災活動の促進</p> <p>第1節 消防団・水防団の育成強化</p> <p>第1項 県（2-2-2）</p> <p>消防団・水防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。</p> <p>このため、市町が行う消防団・水防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。</p> <p>また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。</p> <p>第2項 市町（2-2-2）</p> <p>1 消防団の育成強化</p> <p>(1) 消防団の活性化等その育成強化については市町が行う。</p> <p>(2) 消防団活性化総合計画を全市町において策定する。</p> <p>(3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。</p> <p>(4) 消防団の<u>施設、装備</u>の充実を推進する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県（2-1-3）</p> <p>4 県民に対する普及啓発</p> <p>避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、<u>津波防災の日、</u>防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<u>映像、動画及び</u>疑似体験装置等の活用も図る。</p> <p>第2章 防災活動の促進</p> <p>第1節 消防団・水防団の育成強化</p> <p>第1項 県（2-2-2）</p> <p>消防団・水防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。</p> <p>このため、市町が行う消防団・水防団の活性化等その育成強化について指導・支援<u>し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに</u>努める。</p> <p>また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。</p> <p>第2項 市町（2-2-2）</p> <p>1 消防団の育成強化</p> <p>(1) 消防団の活性化等その育成強化については市町が行う。</p> <p>(2) 消防団活性化総合計画を全市町において策定する。</p> <p>(3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。</p> <p>(4) <u>大規模災害等に備えた</u>消防団の<u>車両・資機材・拠点施設</u>の充実を推進する。</p>	<p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 自然災害に強い県土の形成（2-4-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害に強い県土の形成 <ul style="list-style-type: none"> 県土の現況と保全対策 <ul style="list-style-type: none"> 治山 砂防 河川 海岸 低（湿）地 ため池 災害危険区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> 設置の目的 <ul style="list-style-type: none"> 災害による孤立危険地区 防災重点ため池 危険ため池 山地災害危険地区 漁港区域関係 道路橋梁部事前規制区間 危険区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止区域 砂防指定地 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 河川海岸関係 宅地造成工事規制区域 防災パトロールの実施 <ul style="list-style-type: none"> 調査の目的 実施要領 	<p>第4章 自然災害に強い県土の形成（2-4-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害に強い県土の形成 <ul style="list-style-type: none"> 県土の現況と保全対策 <ul style="list-style-type: none"> 治山 砂防 河川 海岸 低（湿）地 ため池 災害危険区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> 設置の目的 <ul style="list-style-type: none"> 災害による孤立危険地区 防災重点ため池 危険ため池 山地災害危険地区 漁港区域関係 道路橋梁部事前規制区間 危険区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止区域 砂防指定地 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 河川海岸関係 宅地造成等工事規制区域 <u>特定盛土等規制区域</u> 防災パトロールの実施 <ul style="list-style-type: none"> 調査の目的 実施要領 	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第1節 県土の現況と保全対策</p> <p>第1項 治山（2-4-2）</p> <p>1 現 況</p> <p>本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。</p> <p>このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林106千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p>第7項 （新設）</p>	<p>第1節 県土の現況と保全対策</p> <p>第1項 治山（2-4-2）</p> <p>1 現 況</p> <p>本県の森林面積は437千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。</p> <p>このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林107千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p><u>第7項 盛土</u></p> <p><u>1 現 況</u></p> <p><u>近年、記録的な集中豪雨等による災害が、全国で頻発・激甚化していることから、盛土の安全性確保に対する重要性が年々高まっている。</u></p> <p><u>本県では、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を受けて、同年11月までに201箇所の盛土の点検を行い、全ての盛土について安全性が確保されていることを確認し、公表した。</u></p> <p><u>また、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されたことに伴い、令和7年4月1日に同法に基づく規制区域を概ね県内全域に指定し、盛土に対する規制を開始した。</u></p> <p><u>2 対 策</u></p> <p><u>規制区域指定後に新たに行われる一定規模を超える盛土等については、許可又は届出が必要となり、許可手続きにおいてその安全性を確認する。</u></p> <p><u>また、既存の盛土等については、所在する位置を把握し、必要に応じて、安全性把握のための調査や経過観察等を行う。なお、危険性が確認された盛土等に対しては、勧告や改善命令等の必要な措置を行う。</u></p>	<p>時点修正</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正</p>				
<p>第2節 災害危険区域の設定</p> <p>第2項 危険区域の設定（2-4-6）</p> <table border="1" data-bbox="184 1138 1317 1877"> <tr> <td data-bbox="184 1138 231 1877">宅地造成工事規制区域</td> <td data-bbox="231 1138 1317 1877"> <p><u>(1) 工事等の規制の基準</u></p> <p><u>宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準</u></p> <p><u>ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、市長（下関市、周南市及び岩国市）の許可を要する。</u></p> <p><u>イ 切土、盛土をした崖面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。</u></p> <p><u>ウ 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。</u></p> <p><u>(2) 規制区域の指定</u></p> <p><u>宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(3) 設定の状況</u></p> <p><u>昭和40年10月23日、岩国市、周南市、下関市の一部を規制区域に指定</u></p> <p><u>昭和43年5月1日、岩国市の一部を追加指定</u></p> <p><u>(4) 対策の概要</u></p> <p><u>ア 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。</u></p> <p><u>イ 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。</u></p> <p><u>ウ 宅地造成工事中のものは現場に常時水防資材を設置させる。</u></p> </td> </tr> </table>	宅地造成工事規制区域	<p><u>(1) 工事等の規制の基準</u></p> <p><u>宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準</u></p> <p><u>ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、市長（下関市、周南市及び岩国市）の許可を要する。</u></p> <p><u>イ 切土、盛土をした崖面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。</u></p> <p><u>ウ 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。</u></p> <p><u>(2) 規制区域の指定</u></p> <p><u>宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(3) 設定の状況</u></p> <p><u>昭和40年10月23日、岩国市、周南市、下関市の一部を規制区域に指定</u></p> <p><u>昭和43年5月1日、岩国市の一部を追加指定</u></p> <p><u>(4) 対策の概要</u></p> <p><u>ア 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。</u></p> <p><u>イ 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。</u></p> <p><u>ウ 宅地造成工事中のものは現場に常時水防資材を設置させる。</u></p>	<p>第2節 災害危険区域の設定</p> <p>第2項 危険区域の設定（2-4-6）</p> <table border="1" data-bbox="1498 1138 2632 1997"> <tr> <td data-bbox="1498 1138 1546 1997">宅地造成工事規制区域・特定盛土等規制区域</td> <td data-bbox="1546 1138 2632 1997"> <p><u>設定の基準</u></p> <p><u>盛土等（盛土、切土及び土石の堆積）が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を対象として、概ね県内全域を規制区域に指定。</u></p> <p><u>規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。また、規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要がある。</u></p> <p><u>(1)宅地造成等工事規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>市街地・集落</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>市街地や集落の区域及びこれに隣接・近接する土地の区域</u></p> <p><u>(2)特定盛土等規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>人が居住または活動を日常的に行う人家や施設等の土地及び人が日常的に往来する道路等の公共施設等</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>宅地造成等工事規制区域を除く区域</u></p> </td> </tr> </table>	宅地造成工事規制区域・特定盛土等規制区域	<p><u>設定の基準</u></p> <p><u>盛土等（盛土、切土及び土石の堆積）が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を対象として、概ね県内全域を規制区域に指定。</u></p> <p><u>規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。また、規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要がある。</u></p> <p><u>(1)宅地造成等工事規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>市街地・集落</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>市街地や集落の区域及びこれに隣接・近接する土地の区域</u></p> <p><u>(2)特定盛土等規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>人が居住または活動を日常的に行う人家や施設等の土地及び人が日常的に往来する道路等の公共施設等</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>宅地造成等工事規制区域を除く区域</u></p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正</p>
宅地造成工事規制区域	<p><u>(1) 工事等の規制の基準</u></p> <p><u>宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準</u></p> <p><u>ア 2mを超える切土、1mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500㎡を超える土地については、市長（下関市、周南市及び岩国市）の許可を要する。</u></p> <p><u>イ 切土、盛土をした崖面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。</u></p> <p><u>ウ 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。</u></p> <p><u>(2) 規制区域の指定</u></p> <p><u>宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(3) 設定の状況</u></p> <p><u>昭和40年10月23日、岩国市、周南市、下関市の一部を規制区域に指定</u></p> <p><u>昭和43年5月1日、岩国市の一部を追加指定</u></p> <p><u>(4) 対策の概要</u></p> <p><u>ア 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。</u></p> <p><u>イ 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。</u></p> <p><u>ウ 宅地造成工事中のものは現場に常時水防資材を設置させる。</u></p>					
宅地造成工事規制区域・特定盛土等規制区域	<p><u>設定の基準</u></p> <p><u>盛土等（盛土、切土及び土石の堆積）が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を対象として、概ね県内全域を規制区域に指定。</u></p> <p><u>規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。また、規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要がある。</u></p> <p><u>(1)宅地造成等工事規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>市街地・集落</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>市街地や集落の区域及びこれに隣接・近接する土地の区域</u></p> <p><u>(2)特定盛土等規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u></p> <p><u>人が居住または活動を日常的に行う人家や施設等の土地及び人が日常的に往来する道路等の公共施設等</u></p> <p><u>イ 対象区域</u></p> <p><u>宅地造成等工事規制区域を除く区域</u></p>					

現 行	修 正 案	備 考																																																				
<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第3項 応援機関の活動体制の整備（2-6-7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県及び市町は、<u>近隣市町（消防本部）、隣接県等</u>からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。 2 市町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。 <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="201 619 1394 1087"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101 防災無線（衛星系）034-101-941-157</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上自衛隊</td> <td>小月教育航空群</td> <td>下関市</td> <td>083-282-1180</td> </tr> <tr> <td>第31航空群</td> <td>岩国市</td> <td>0827-22-3181</td> </tr> <tr> <td>下関基地隊</td> <td>下関市</td> <td>083-286-2323</td> </tr> <tr> <td>呉地方総監部</td> <td>広島県</td> <td>0823-22-5511 防災無線（衛星系）034-101-89-158</td> </tr> <tr> <td>佐世保地方総監部</td> <td>長崎県</td> <td>0956-23-7111</td> </tr> </table> <p>第4節 海上保安署との連携体制（2-6-9）</p> <p>広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系）034-101-99-159</p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-7-7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。 <p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立（2-8-3）</p> <p>[医療救護活動体系図中] 救護班（DMAT、JMAT やまぐちを含む）派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県 <ol style="list-style-type: none"> (3) 災害時にDMATやJMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。 <p>(略)</p> <p><u>(11)被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。</u></p> <p><u>(12)医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係</u></p>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線（衛星系）034-101-941-157	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180	第31航空群	岩国市	0827-22-3181	下関基地隊	下関市	083-286-2323	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線（衛星系）034-101-89-158	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111	<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第3項 応援機関の活動体制の整備（2-6-7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県及び市町は、<u>国や近隣市町（消防本部）、隣接県、他の地方公共団体等</u>からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。 2 市町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="1513 619 2706 1087"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） <u>8</u>-035-217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101 防災無線（衛星系） <u>8</u>-034-101-941-157</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上自衛隊</td> <td>小月教育航空群</td> <td>下関市</td> <td>083-282-1180</td> </tr> <tr> <td>第31航空群</td> <td>岩国市</td> <td>0827-22-3181</td> </tr> <tr> <td>下関基地隊</td> <td>下関市</td> <td>083-286-2323</td> </tr> <tr> <td>呉地方総監部</td> <td>広島県</td> <td>0823-22-5511 防災無線（衛星系） <u>8</u>-034-101-89-158</td> </tr> <tr> <td>佐世保地方総監部</td> <td>長崎県</td> <td>0956-23-7111</td> </tr> </table> <p>第4節 海上保安署との連携体制（2-6-9）</p> <p>広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） <u>8</u>-034-101-99-159</p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-7-7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う <u>とともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。</u> <p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立（2-8-3）</p> <p>[医療救護活動体系図中] 救護班（DMAT、<u>DPAT</u>、JMAT やまぐちを含む）派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県 <ol style="list-style-type: none"> (3) 災害時にDMATや<u>DPAT</u>、JMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。 <p>(略)</p> <p><u>(11)災害時に精神科医療の提供と精神保健活動を継続するために災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。</u></p> <p><u>(12)被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府</u></p>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） <u>8</u> -035-217	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線（衛星系） <u>8</u> -034-101-941-157	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180	第31航空群	岩国市	0827-22-3181	下関基地隊	下関市	083-286-2323	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線（衛星系） <u>8</u> -034-101-89-158	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111	<p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>令和6年能登 半島地震を踏 まえた防災・ 減災対策の強 化</p> <p>表現の適正化</p> <p>DPATの体制整 備について追 記</p>
陸上自衛隊		第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217																																																		
		第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線（衛星系）034-101-941-157																																																		
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																																																			
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180																																																			
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181																																																			
	下関基地隊	下関市	083-286-2323																																																			
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線（衛星系）034-101-89-158																																																			
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111																																																			
陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） <u>8</u> -035-217																																																			
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線（衛星系） <u>8</u> -034-101-941-157																																																			
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																																																			
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180																																																			
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181																																																			
	下関基地隊	下関市	083-286-2323																																																			
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線（衛星系） <u>8</u> -034-101-89-158																																																			
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111																																																			

現 行	修 正 案	備 考								
<p>る知識等の習得と連携活動システムを構築する。</p> <p>(13)迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。</p> <p>(14)災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。</p> <p>(15)大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。</p> <p>(16) (新設)</p> <p>第9章 要配慮者対策</p> <p>第2節 在宅要配慮者対策</p> <p>第1項 支援体制の整備 (2-9-3)</p> <p>8 (新設)</p> <p>第5節 避難所対策 (2-9-4)</p> <p>4 <u>災害時要配慮者に対する</u>福祉支援を行う災害派遣福祉チーム (DWA T) の運用にかかる体制の<u>整備</u>に努める。</p> <p>第12章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1節 ボランティアの位置付け</p> <p>第2項 ボランティアの活動対象 (2-12-2)</p> <table border="1" data-bbox="231 978 1267 1461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>危険箇所</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>危険箇所</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) 	<p>県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。</p> <p>(13)医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。</p> <p>(14)迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。</p> <p>(15)災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。</p> <p>(16)大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。</p> <p>第9章 要配慮者対策</p> <p>第2節 在宅要配慮者対策</p> <p>第1項 支援体制の整備 (2-9-3)</p> <p>8 <u>県は、災害時に地域の実情に応じて災害ケースマネジメント (一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組) など被災者支援の取組を実施できるよう、市町の体制整備を支援する。</u></p> <p>第5節 避難所対策 (2-9-4)</p> <p>4 <u>県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム (DWA T) の運用にかかる体制の<u>充実</u>に努める。</u></p> <p>第12章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1節 ボランティアの位置付け</p> <p>第2項 ボランティアの活動対象 (2-12-2)</p> <table border="1" data-bbox="1546 978 2582 1461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>警戒区域等</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>警戒区域等</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) 	<p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
区分	活動内容									
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>危険箇所</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) 									
区分	活動内容									
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等応急復旧 (建築士、建築技術者等) 建築物危険度判定 (応急危険度判定士) 土砂災害<u>警戒区域等</u>の調査 (斜面判定士等) 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) 福祉 (手話通訳、介護等) 無線 (アマチュア無線技士) 特殊車両操作 (大型重機等) 通訳 (語学) 災害救援 (初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) その他特殊な技術を要する者 災害復旧技術専門家派遣制度 (災害復旧活動の支援・助言) 									

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制（2-13-1）</p>  <p>施設、設備等の応急復旧体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の応急復旧体制 <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 ライフライン施設の応急復旧体制 <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者 下水道事業者 工業用水道事業者 電気事業者・送電事業者 ガス事業者 通信事業者 <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制（2-13-2）</p> <p>第4項 電気事業者・送配電事業者</p> <p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第1項 火災予防対策の推進（2-15-3）</p> <p>5 地域における防火安全体制の充実</p> <p>(1) 自主防災組織の整備充実</p> <p>火災や災害から地域を守るには、県民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。</p> <p>このため、地域の実情に応じた、町内会、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・少年・<u>婦人</u>の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。</p> <p>また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。</p> <p>消防防災年報……自主防災組織の現況</p> <p>〃 ……幼年・少年・<u>婦人</u>防火クラブの現況</p> <p>〃 ……事業所の自衛消防組織等の現況</p>	<p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制（2-13-1）</p>  <p>施設、設備等の応急復旧体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の応急復旧体制 <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 ライフライン施設の応急復旧体制 <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者 下水道事業者 工業用水道事業者 電気事業者・<u>一般送配電</u>事業者 ガス事業者 通信事業者 <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制（2-13-2）</p> <p>第4項 電気事業者・<u>一般送配電</u>事業者</p> <p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第1項 火災予防対策の推進（2-15-3）</p> <p>5 地域における防火安全体制の充実</p> <p>(1) 自主防災組織の整備充実</p> <p>火災や災害から地域を守るには、県民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。</p> <p>このため、地域の実情に応じた、町内会、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・少年・<u>女性</u>の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。</p> <p>また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。</p> <p>消防防災年報……自主防災組織の現況</p> <p>〃 ……幼年・少年・<u>女性</u>防火クラブの現況</p> <p>〃 ……事業所の自衛消防組織等の現況</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第3節 営農災害予防計画</p> <p>第2項 防災営農指導対策（2-17-20）</p> <p>【県（農業振興課、畜産振興課、農林総合技術センター 農業技術部）】</p> <p>1 指導組織</p> <p>各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、農業振興課、農林総合技術センター 農業技術部及び畜産振興課に対策指導班、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に現地指導班を設置する。</p> <p>2 指導対策</p> <p>(1) 対策指導班</p> <p>ア 農業振興課職員、農林総合技術センター 農業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。</p> <p>イ 気象庁が行う長期、短期予報、気象警報等を農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。</p> <p>ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター 農業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。</p>	<p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第3節 営農災害予防計画</p> <p>第2項 防災営農指導対策（2-17-20）</p> <p>【県（農業振興課、畜産振興課、農林総合技術センター 農林業技術部）】</p> <p>1 指導組織</p> <p>各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、農業振興課、農林総合技術センター 農林業技術部及び畜産振興課に対策指導班、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に現地指導班を設置する。</p> <p>2 指導対策</p> <p>(1) 対策指導班</p> <p>ア 農業振興課職員、農林総合技術センター 農林業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。</p> <p>イ 気象庁が行う長期、短期予報、気象警報等を農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。</p> <p>ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター 農林業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行				修 正 案				備 考	
			<p>17 医療救護班の出動要請その他医師会との連絡に関すること。</p> <p>18 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。</p> <p>19 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。</p> <p>20 医療ボランティアに関すること。</p> <p>21 ドクターヘリに関すること。</p>				<p>17 医療救護班の出動要請その他医師会との連絡に関すること。</p> <p>18 <u>災害支援ナースの出動要請に関すること。</u></p> <p>19 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。</p> <p>20 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。</p> <p>21 医療ボランティアに関すること。</p> <p>22 ドクターヘリに関すること。</p>	医療法改正に伴う追加	
	健康管理・防疫	健康増進課	<p>22 健康管理活動に関すること。</p> <p>23 健康管理班の出動要請に関すること。</p> <p>24 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>25 防疫に関すること。</p>		健康管理・防疫	健康増進課	<p>23 健康管理活動に関すること。</p> <p>24 健康管理班の出動要請に関すること。</p> <p>25 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>26 防疫に関すること。</p>		
	薬 務	薬 務 課	<p>26 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。</p> <p>27 血液の確保に関すること。</p> <p>28 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。</p> <p>29 関係団体等との連絡調整に関すること。</p>		薬 務	薬 務 課	<p>27 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。</p> <p>28 血液の確保に関すること。</p> <p>29 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。</p> <p>30 関係団体等との連絡調整に関すること。</p>		
	協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<p>30 当該課の災害対策関連事務の処理。</p> <p>31 部内の各班、他部の応援に関すること。</p> <p>32 (新設)</p>		協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<p>31 当該課の災害対策関連事務の処理。</p> <p>32 部内の各班、他部の応援に関すること。</p>		
(略)				(略)					
農林水産 対策部	林 務	森林企画課 森林整備課	<p>22 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。</p> <p>23 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。</p> <p>24 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二次災害の防止に関すること。</p> <p>25 貯木災害の対策に関すること。</p>		林 務	森林企画課 森林整備課	<p>22 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。</p> <p>23 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。</p> <p>24 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二次災害の防止に関すること。</p> <p>25 貯木災害の対策に関すること。</p> <p>26 <u>盛土等に伴う防災に関すること(特定盛土等規制区域)</u></p>		宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正
	水 産	水産振興課	<p>26 農林水産事務所等との連絡等に関すること。</p> <p>27 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>28 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保及び確保のあっせんに関すること。</p> <p>29 増養殖関係の応急技術対策に関すること。</p>		水 産	水産振興課	<p>27 農林水産事務所等との連絡等に関すること。</p> <p>28 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>29 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保及び確保のあっせんに関すること。</p> <p>30 増養殖関係の応急技術対策に関すること。</p>		
	漁港漁村	漁港漁場整備課	<p>30 漁港関係施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>31 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること。</p> <p>32 市町の漁港関係施設の応急復旧対策への支援に関すること。</p> <p>33 (新設)</p>		漁港漁村	漁港漁場整備課	<p>31 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>32 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること。</p> <p>33 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の応急復旧対策への支援に関すること。</p>		
(略)				(略)					
土木建築 対策部	砂防	砂防課	<p>5 公共土木施設(国土交通省<u>水管理・国土保全局所管</u>)及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</p>		砂防	砂防課	<p>5 公共土木施設(国土交通省<u>関係</u>)の被害状況及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。</p>		山口県業務継続計画との整合性を図る
	(略)				(略)				
	都市施設対策	都市計画課	<p>14 <u>市街地内の緊急路の確保に関すること。</u></p> <p>15 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。</p> <p>16 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>17 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p>		都市施設対策	都市計画課	<p>14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。</p> <p>15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>16 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>17 被災地の復興対策計画の策定に関すること。</p>		山口県業務継続計画との整合性を図る

現 行				修 正 案				備 考	
			18 被災地の復興対策計画の策定に関すること。					宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正	
	住宅	住宅課	19 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 20 応急仮設住宅の建設に関すること。 21 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 22 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。		住宅	住宅課	18 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 19 応急仮設住宅の建設に関すること。 20 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 21 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。		
	建築	建築指導課	23 宅地開発に伴う防災に関すること。 24 県有被災建築物の復旧工事に関すること。 25 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること。 26 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること。		建築	建築指導課	22 <u>盛土等及び</u> 宅地開発に伴う防災に関すること。 23 県有被災建築物の復旧工事に関すること。 24 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること。 25 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること。 26 (削除)		
(略)				(略)					
文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。	文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 <u>被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する</u> <u>こと。</u> 7 その他応急文教対策に関すること。		山口県業務継続計画との整合性を図る
	学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関すること。 8 <u>被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する</u> <u>こと。</u> 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。		学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	8 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関すること。 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。		

第5項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務（3-1-18）

対策部・班	関係機関	所掌事務
総務部 総務班	県民局 長門土木建築事務所	(1) 県本部、地域行政連絡協議会構成機関、市町との連絡調整に関すること。 (2) 本庁への実施した災害応急対策及び収集した災害情報の伝達。 (3) <u>総合庁舎の建物、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関する</u> <u>こと。</u>
税務班	県税事務所	(4) 県税の減免措置に関すること。
(略)		
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。

第5項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務（3-1-18）

対策部・班	関係機関	所掌事務
総務部 総務班	県民局 長門土木建築事務所	(1) 県本部、地域行政連絡協議会構成機関、市町との連絡調整に関すること。 (2) 本庁への実施した災害応急対策及び収集した災害情報の伝達。
税務班	県税事務所	(3) <u>総合庁舎の建物、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関する</u> <u>こと。</u> (4) 県税の減免措置に関すること。
(略)		
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。

山口県業務継続計画との整合性を図る

現 行			修 正 案			備 考	
		<p>(5) <u>救援物資の現地配分、配送に関すること。</u></p> <p>(6) 現地における保健医療福祉活動の総合調整に関すること。</p> <p>(7) その他災害救助部長が指示する事務又は業務。</p> <p>(8) 庁舎の被害状況の調査報告に関すること。</p>			<p>(5) 現地における保健医療福祉活動の総合調整に関すること。</p> <p>(6) その他災害救助部長が指示する事務又は業務。</p> <p>(7) 庁舎の被害状況の調査報告に関すること。</p>	事務移管	
医 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(9) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(10)被災者の救助、医療救護に関すること。</p> <p>(11)地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。</p> <p>(12)医療に関して市町の指導及び応援に関すること。</p>	医 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(8) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。</p> <p>(9) 被災者の救助、医療救護に関すること。</p> <p>(10)地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。</p> <p>(11)医療に関して市町の指導及び応援に関すること。</p>		
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(13)被災者の健康管理、保健相談に関すること。</p> <p>(14)保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。</p>	健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(12)被災者の健康管理、保健相談に関すること。</p> <p>(13)保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。</p>		
	精神保健福祉 センター	<p>(15)健康福祉センター(環境保健所)が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。</p>		精神保健福祉 センター	<p>(14)健康福祉センター(環境保健所)が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。</p>		
薬 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(16)医薬品及び衛生器材の確保に関すること。</p> <p>(17)毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。</p>	薬 務 班	健康福祉センター (環境保健所)	<p>(15)医薬品及び衛生器材の確保に関すること。</p> <p>(16)毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。</p>		
	その他の出先機関	(18)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。		その他の出先機関	(17)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。 (18) (削除)		
(略)			(略)				
農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所 (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部、 <u>農業担</u> <u>い手支援部</u>)	<p>(3) 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関すること。</p> <p>(4) 技術対策等の指導に関すること。</p> <p>(5) 農作物関係被害状況調査に関すること。</p> <p>(6) 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること。</p> <p>(7) 種子、種苗の確保、供給に関すること。</p> <p>(8) 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関すること。</p>	農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所 (農業部) 農林総合技術センター (<u>農林業</u> 技術部、 <u>農林</u> <u>業担</u> い手支援部)	<p>(3) 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関すること。</p> <p>(4) 技術対策等の指導に関すること。</p> <p>(5) 農作物関係被害状況調査に関すること。</p> <p>(6) 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること。</p> <p>(7) 種子、種苗の確保、供給に関すること。</p> <p>(8) 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関すること。</p>		表現の適正化
(略)			(略)				
漁港漁場 整備班	農林水産事務所 (水産部) 下関水産振興局	<p>(28)漁港関係施設<u>の</u>被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(29)救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保、あっせんに関すること。</p> <p>(30)漁港関係施設の応急復旧、市町への技術指導、応援に関すること。</p>	漁港漁場 整備班	農林水産事務所 (水産部) 下関水産振興局	<p>(28)漁港関係施設<u>及び水産庁所管の海岸に係る</u>被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(29)救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保、あっせんに関すること。</p> <p>(30)漁港関係施設<u>及び水産庁所管の海岸</u>の応急復旧、市町への技術指導、応援に関すること。</p>		
(略)			(略)				
砂防班	土木建築事務所	<p>(4) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設<u>等</u>土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。</p> <p>(5) 公共土木施設(国土交通省関係)の被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>(6) 地すべり等防止法に基づく居住者への立退の指示等に関すること。</p>	砂防班	土木建築事務所	<p>(4) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設<u>並びに</u>土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。</p> <p>(5) 公共土木施設(国土交通省関係)の被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>(6) 地すべり等防止法に基づく居住者への立退の指示等に関すること。</p>	表現の適正化	
道路班		<p>(7) 県管理道路の交通規制に関すること。</p> <p>(8) 緊急輸送路の道路啓開に関すること。</p> <p>(9) 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。</p> <p>(10)各道路管理者等(市町、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社)との連絡調整に関すること。</p>	道路班		<p>(7) 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。</p> <p>(8) 県管理道路の交通規制に関すること。</p> <p>(9) 各道路管理者等(市町、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社)との連絡調整に関すること。</p> <p>(10)緊急輸送路の道路啓開に関すること。</p>		山口県業務継続計画との整合性を図る
都市施設 対策班		<p>(11)<u>市街地内の緊急路の道路啓開に関すること。</u></p> <p>(12)避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。</p> <p>(13)都市公園等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>(14)関係市町との連絡調整に関すること。</p>	都市施設 対策班		<p>(11)避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。</p> <p>(12)都市公園等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</p> <p>(13)関係市町との連絡調整に関すること。</p>		

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

河川班		<p>(15)河川、海岸等の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事。</p> <p>(16)水防法に基づく居住者等への立退の指示等に関する事。</p> <p>(17)水防対策に関する事。</p>
	ダム管理事務所	<p>(18)ダム施設（堤体、付属機器設備等）の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(19)ダム関係機関との連絡調整に関する事。</p>
港湾班	港 務 所 港湾管理事務所	<p>(20)港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(21)海上輸送に係る救援物資等の荷揚げ場の確保措置に関する事。</p> <p>(22)海上保安部との連絡調整に関する事。</p>
	山口宇部空港 事務所	<p>(23)空港施設設備の安全点検、応急復旧に関する事。</p> <p>(24)空港利用者の避難誘導等安全対策に関する事。</p> <p>(25)本部（港湾班及び交通運輸対策班）との連絡調整に関する事。</p> <p>(26)航空機事故発生時の応急対策の実施（3編22章に記述する航空機災害対策）に関する事。</p>
住宅班	土木建築事務所	<p>(27)応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>(28)被災者への公営住宅等のあっせんに関する事。</p> <p>(29)公営住宅の安全点検、被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(30)被災者の住宅建設、修理のための災害復興住宅融資に関する事。</p> <p>(31)公営住宅の被害調査の取りまとめ、報告に関する事。</p> <p>(32)宅地開発に伴う防災応急措置に関する事。</p>
	その他の出先機関	<p>(33)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。</p>

河川班		<p>(14)河川、海岸等の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事。</p> <p>(15)水防法に基づく居住者等への立退の指示等に関する事。</p> <p>(16)水防対策に関する事。</p>
	ダム管理事務所	<p>(17)ダム施設（堤体、付属機器設備等）の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(18)ダム関係機関との連絡調整に関する事。</p>
港湾班	港 務 所 港湾管理事務所	<p>(19)港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(20)海上輸送に係る救援物資等の荷揚げ場の確保措置に関する事。</p> <p>(21)海上保安部との連絡調整に関する事。</p>
	山口宇部空港 事務所	<p>(22)空港施設設備の安全点検、応急復旧に関する事。</p> <p>(23)空港利用者の避難誘導等安全対策に関する事。</p> <p>(24)本部（港湾班及び交通運輸対策班）との連絡調整に関する事。</p> <p>(25)航空機事故発生時の応急対策の実施（3編22章に記述する航空機災害対策）に関する事。</p>
住宅班	土木建築事務所	<p>(26)応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>(27)被災者への公営住宅等のあっせんに関する事。</p> <p>(28)公営住宅の安全点検、被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事。</p> <p>(29)被災者の住宅建設、修理のための災害復興住宅融資に関する事。</p> <p>(30)公営住宅の被害調査の取りまとめ、報告に関する事。</p> <p>(31)宅地開発に伴う防災応急措置に関する事。</p>
	その他の出先機関	<p>(32)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。</p> <p>(33)（削除）</p>

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 気象情報・注意報等（3-2-4）

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種類	概要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において</u> 、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 気象情報・注意報等（3-2-4）

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種類	概要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

別表1 大雨警報基準（3-2-6）

令和5年6月8日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	27	134
宇部・山陽小野田	宇部市	27	136
	山陽小野田市	28	137
山口・防府	山口市	27	140
	防府市	28	144
周南・下松	下松市	24	149
	周南市	28	142
岩国	岩国市	20	142
	和木町	25	149
柳井・光	光市	23	137
	柳井市	26	135
	周防大島町	15	136
	上関町	21	134
	田布施町	22	139
	平生町	21	137
萩・美祢	萩市	25	129
	美祢市	24	141
	阿武町	24	131
長門	長門市	25	131

別表2 洪水警報基準（3-2-8）

令和5年6月8日現在

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準
下関	下関市	木屋川流域=37.6, 田部川流域=11.5, 貴飯川流域=5.7, 久野川流域=5.3, 歌野川流域=8.1, 日野川流域=15.7, 稲見川流域=6.3, 神田川流域=9.1, 武久川流域=7.6, 綾羅木川流域=16.7, 友田川流域=8.2, 黒井川流域=10.1, 川棚川流域=12.9, 栗野川流域=30.6, 滑川流域=7.7, 大田川流域=12, 柰路子川流域=11, 一ノ俣川流域=8.6	木屋川流域= (10, 37.3), 田部川流域= (10, 10.3), 歌野川流域= (10, 7.2), 日野川流域= (10, 14.1), 稲見川流域= (10, 5.6), 栗野川流域= (14, 27.5), 柰路子川流域= (18, 9.9), 一ノ俣川流域= (10, 7.7)	—
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=6, 善和川流域=9.5, 甲山川流域=11.3, 雑佐川流域=7, 大田川流域=21.3, 沢波川流域=6.8, 真締川流域=8.7, 有帆川流域=17.1	梅田川流域= (10, 5.4), 雑佐川流域= (10, 6.3), 大田川流域= (14, 19.1), 沢波川流域= (10, 6.1), 真締川流域= (10, 8.4), 有帆川流域= (20, 13.8)	厚東川水系厚東川 [持世寺]
	山陽小野田	前場川流域=9.2, 厚狭川流域=31.3,	厚狭川流域= (10, 28.1),	—

別表1 大雨警報基準（3-2-6）

令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	27	134
宇部・山陽小野田	宇部市	27	136
	山陽小野田市	28	137
山口・防府	山口市	27	138
	防府市	28	142
周南・下松	下松市	24	146
	周南市	28	140
岩国	岩国市	20	140
	和木町	25	147
柳井・光	光市	23	135
	柳井市	26	133
	周防大島町	15	134
	上関町	21	132
	田布施町	22	137
	平生町	21	135
萩・美祢	萩市	25	129
	美祢市	24	141
	阿武町	24	131
長門	長門市	25	131

別表2 洪水警報基準（3-2-8）

令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準
下関	下関市	木屋川流域=37.6, 田部川流域=11.5, 貴飯川流域=5.7, 久野川流域=5.4, 歌野川流域=8.1, 日野川流域=15.7, 稲見川流域=6.3, 神田川流域=9.7, 武久川流域=7.6, 綾羅木川流域=15.6, 友田川流域=7.9, 黒井川流域=10.1, 川棚川流域=12.9, 栗野川流域=30.6, 滑川流域=7.7, 大田川流域=12, 柰路子川流域=11, 一ノ俣川流域=8.6	木屋川流域= (10, 37.3), 田部川流域= (10, 10.3), 歌野川流域= (10, 7.2), 日野川流域= (10, 14.1), 稲見川流域= (10, 5.6), 栗野川流域= (14, 27.5), 柰路子川流域= (18, 9.9), 一ノ俣川流域= (10, 7.7)	—
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=6, 善和川流域=9.5, 甲山川流域=11, 雑佐川流域=7, 大田川流域=21.3, 沢波川流域=6.1, 真締川流域=8.7, 有帆川流域=17.2	梅田川流域= (10, 5.4), 雑佐川流域= (10, 6.3), 大田川流域= (14, 19.1), 沢波川流域= (10, 5.4), 真締川流域= (10, 8.4), 有帆川流域= (20, 13.9)	厚東川水系厚東川 [持世寺]
	山陽小野田	前場川流域=9.2, 厚狭川流域=31.1,	厚狭川流域= (10, 27.9),	—

基準変更

基準変更

現 行					修 正 案					備 考
山口・防府	市	有帆川流域= <u>15</u>	有帆川流域= (18, 13.5)		山口・防府	市	有帆川流域= <u>15.5</u>	有帆川流域= (18, 13.5)		
	山口市	阿武川流域=22.1, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域=10.5, 坂本川流域=10.6, 問田川流域=16.4, 九田川流域=3.8, 吉敷川流域=8.8, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域= <u>10.7</u> , 今津川流域=4.2, 井関川流域= <u>9.5</u> , 島地川流域=24.9, 矢井川流域=6, 三谷川流域=12.8, 滑川流域= <u>10.2</u>	阿武川流域= (11, 19.8), 南若川流域= (11, 6.8), 問田川流域= (23, 14.3), 吉敷川流域= (11, 7.9), 榎野川流域= (11, 26.4) 今津川流域= (21, 3.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]		山口市	阿武川流域=22.1, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域=10.5, 坂本川流域=10.6, 問田川流域=16.4, 九田川流域=3.8, 吉敷川流域=8.8, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域= <u>9.8</u> , 今津川流域=4.2, 井関川流域= <u>9.4</u> , 島地川流域=24.9, 矢井川流域=6, 三谷川流域=12.8, 滑川流域= <u>10.3</u>	阿武川流域= (11, 19.8), 南若川流域= (11, 6.8), 問田川流域= (23, 14.3), 吉敷川流域= (11, 7.9), 榎野川流域= (11, 26.4) 今津川流域= (21, 3.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]	
	防府市	横曽根川流域=8.6, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.7, 馬刀川流域= <u>6.5</u> , 柳川流域= <u>8</u>	馬刀川流域= (10, <u>6.4</u>)	佐波川 [新橋・漆尾]	防府市	横曽根川流域=8.6, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.7, 馬刀川流域= <u>7</u> , 柳川流域= <u>5.7</u>	馬刀川流域= (10, <u>6.8</u>)	佐波川 [新橋・漆尾]		
周南・下松	下松市	末武川流域=16.6, 平田川流域=9.6, 切戸川流域=14.3	切戸川流域= (9, 12.8)	—	周南・下松	下松市	末武川流域= <u>16.8</u> , 平田川流域= <u>9.3</u> , 切戸川流域= <u>14.2</u>	切戸川流域= (9, <u>12.7</u>)	—	
	周南市	夜市川流域= <u>13.7</u> , 島地川流域= <u>22.8</u> , 富田川流域=19.8, 西光寺川流域=7, 錦川流域= <u>36.2</u> , 須々万川流域=7.1, 渋川流域=17.6, 笠野川流域=6.9, 中村川流域=5.8, 石光川流域=7.6	夜市川流域= (8, <u>12.3</u>), 西光寺川流域= (26, <u>6.3</u>), 島田川流域= (8, 27.9)	島田川水系島田川 [島田]		周南市	夜市川流域= <u>13.5</u> , 島地川流域= <u>22.9</u> , 富田川流域=19.8, 西光寺川流域=7, 錦川流域= <u>36.3</u> , 須々万川流域=7.1, 渋川流域=17.6, 笠野川流域=6.9, 中村川流域=5.8, 石光川流域=7.6	夜市川流域= (8, <u>12.1</u>), 西光寺川流域= (26, <u>6</u>), 島田川流域= (8, 27.9)	島田川水系島田川 [島田]	
岩国	岩国市	生見川流域=13.5, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域= <u>15.5</u> , 野谷川流域=9.1, 根笠川流域=23.4, 保木川流域=13, 御庄川流域=19, 由宇川流域= <u>18.4</u> , 島田川流域=30, 中山川流域=12.7, 東川流域=16.5, 笹見川流域=7.5, 長野川流域= <u>6.6</u>	宇佐川流域= (10, 22.8), 保木川流域= (10, 11.7), 御庄川流域= (10, 17.1), 錦川流域= (12, 53.5), 門前川流域= (10, 6.8), 島田川流域= (10, 29.4)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]	岩国	岩国市	生見川流域=13.5, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域= <u>15.4</u> , 野谷川流域=9.1, 根笠川流域=23.4, 保木川流域=13, 御庄川流域=19, 由宇川流域= <u>17.8</u> , 島田川流域=30, 中山川流域=12.7, 東川流域=16.5, 笹見川流域=7.5, 長野川流域= <u>5.6</u>	宇佐川流域= (10, 22.8), 保木川流域= (10, 11.7), 御庄川流域= (10, 17.1), 錦川流域= (12, 53.5), 門前川流域= (10, 6.8), 島田川流域= (10, 29.4)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]	
	和木町		—	小瀬川 [小川津・両国橋]		和木町		—	小瀬川 [小川津・両国橋]	
柳井・光	光市	東荷川流域=7.4, 田布施川流域=8.2	島田川流域= (8, 31.7)	島田川水系島田川 [島田]	柳井・光	光市	東荷川流域=7.4, 田布施川流域= <u>8.2</u>	島田川流域= (<u>8</u> , 31.7)	島田川水系島田川 [島田]	
	柳井市	由宇川流域= <u>10.3</u> , 柳井川流域= <u>11.1</u> , 土穂石川流域=7.7	—	—		柳井市	由宇川流域= <u>9.9</u> , 柳井川流域= <u>10.7</u> , 土穂石川流域=7.7	—	—	
	周防大島町	屋代川流域=11.6, 宮崎川流域=5.6, 三蒲川流域=5.9	三蒲川流域= (7, <u>5.3</u>)	—		周防大島町	屋代川流域= <u>11.1</u> , 宮崎川流域= <u>4.4</u> , 三蒲川流域= <u>6.3</u>	三蒲川流域= (7, <u>5.6</u>)	—	
	上関町		—	—		上関町		—	—	
	田布施町	田布施川流域= <u>14.9</u> , 灸川流域= <u>7.4</u>	—	—		田布施町	田布施川流域= <u>15.1</u> , 灸川流域= <u>4.9</u>	—	—	
	平生町	大内川流域= <u>6.2</u>	—	—		平生町	大内川流域= <u>5.5</u>	—	—	
萩・美祿	萩市	橋本川流域= <u>39.9</u> , 玉江川流域=7.5, 阿武川流域= <u>50.3</u> , 明木川流域=21.5, 惣田川流域=11.9, 佐々並川流域= <u>19</u> , 日南瀬川流域= <u>8.9</u> , 野戸呂川流域=8.1,	玉江川流域= (9, 6.6), 蔵目喜川流域= (9, 11.2), 須佐川流域= (9, <u>6.3</u>), 田万川流域= (9, 17.9), 原中川流域= (9, <u>8.5</u>)	—	萩・美祿	萩市	橋本川流域= <u>39.8</u> , 玉江川流域=7.5, 阿武川流域= <u>50</u> , 明木川流域=21.5, 惣田川流域=11.9, 佐々並川流域= <u>18.9</u> , 日南瀬川流域= <u>8.8</u> , 野戸呂川流域	玉江川流域= (9, 6.6), 蔵目喜川流域= (9, 11.2), 須佐川流域= (9, <u>6.5</u>), 田万川流域= (9, 17.9), 原中川流域= (9, <u>8.4</u>)	—	

現 行				修 正 案				備 考	
		蔵目喜川流域=12.5, 立野川流域=9.6, 庄屋川流域=7.8, 大井川流域=22.9, 福井川流域=6.3, 須佐川流域= <u>7</u> , 江津川流域=10.2, 田万川流域=23, 鈴野川流域=14.9, 原中川流域= <u>9.5</u>				=8.1, 蔵目喜川流域=12.5, 立野川流域=9.6, 庄屋川流域=7.8, 大井川流域=22.9, 福井川流域=6.3, 須佐川流域= <u>7.2</u> , 江津川流域=10.2, 田万川流域=23, 鈴野川流域=14.9, 原中川流域= <u>9.4</u>			
	美祢市	大田川流域=19.4, 長田川流域=14.1, 湯の上川流域= <u>5.2</u> , 厚東川流域=23.6, 青景川流域=9.7, 河原上川流域= <u>8.2</u> , 本郷川流域= <u>8.1</u> , 麦川川流域=7.4, 厚狭川流域=26.6, 原川流域=12.4, 伊佐川流域= <u>12.1</u> , 日野川流域=8.5, 三隅川流域=6	麦川川流域= (15, 6.6), 厚狭川流域= (9, 23.9), 原川流域= (9, 11.1)	—	美祢市	大田川流域=19.4, 長田川流域=14.1, 湯の上川流域= <u>4.8</u> , 厚東川流域=23.6, 青景川流域=9.7, 河原上川流域= <u>8.1</u> , 本郷川流域= <u>7.7</u> , 麦川川流域=7.4, 厚狭川流域=26.6, 原川流域=12.4, 伊佐川流域= <u>11.8</u> , 日野川流域=8.5, 三隅川流域=6	麦川川流域= (15, 6.6), 厚狭川流域= (9, 23.9), 原川流域= (9, 11.1)	—	
	阿武町	大井川流域=19.1, 郷川流域=12.8	大井川流域= (8, 12.6)	—	阿武町	大井川流域=19.1, 郷川流域=12.8	大井川流域= (8, 12.6)	—	
長門	長門市	泉川流域= <u>8.7</u> , 掛淵川流域= <u>14.6</u> , 大坊川流域= <u>12.2</u> , 久富川流域=8.1, 深川川流域= <u>19.7</u> , 大河内川流域=7.3, 三隅川流域= <u>16.8</u> , 木屋川流域=7.7	掛淵川流域= (8, <u>12.2</u>)	—	長門	長門市	泉川流域= <u>8</u> , 掛淵川流域= <u>14.3</u> , 大坊川流域= <u>11.6</u> , 久富川流域=8.1, 深川川流域= <u>19.1</u> , 大河内川流域=7.3, 三隅川流域= <u>17.4</u> , 木屋川流域=7.7	掛淵川流域= (8, <u>11.9</u>)	—

別表3 大雨注意報基準 (3-2-9)

令和3年6月8日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	<u>107</u>
宇部・山陽小野田	宇部市	13	<u>108</u>
	山陽小野田市	13	<u>109</u>
山口・防府	山口市	14	<u>103</u>
	防府市	13	<u>106</u>
周南・下松	下松市	12	<u>110</u>
	周南市	11	<u>105</u>
岩国	岩国市	13	<u>105</u>
	和木町	16	<u>110</u>
柳井・光	光市	12	<u>101</u>
	柳井市	12	<u>99</u>
	周防大島町	9	<u>100</u>
	上関町	10	<u>99</u>
	田布施町	10	<u>102</u>
	平生町	11	<u>101</u>
萩・美祢	萩市	12	<u>103</u>
	美祢市	12	<u>112</u>
	阿武町	10	<u>104</u>
長門	長門市	11	<u>104</u>

別表3 大雨注意報基準 (3-2-9)

令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	<u>104</u>
宇部・山陽小野田	宇部市	13	<u>106</u>
	山陽小野田市	13	<u>106</u>
山口・防府	山口市	14	<u>102</u>
	防府市	13	<u>105</u>
周南・下松	下松市	12	<u>108</u>
	周南市	11	<u>103</u>
岩国	岩国市	13	<u>103</u>
	和木町	16	<u>108</u>
柳井・光	光市	12	<u>99</u>
	柳井市	12	<u>98</u>
	周防大島町	9	<u>99</u>
	上関町	10	<u>97</u>
	田布施町	10	<u>101</u>
	平生町	11	<u>99</u>
萩・美祢	萩市	12	<u>100</u>
	美祢市	12	<u>109</u>
	阿武町	10	<u>102</u>
長門	長門市	11	<u>102</u>

基準変更

現 行					修 正 案					備 考
別表4 洪水注意報 令和5年6月8日現在					別表4 洪水注意報 令和6年5月23日現在					基準変更
市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準	市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準	
下関	下関市	木屋川流域=30, 田部川流域=9.2, 貴飯川流域=4.6, 久野川流域= <u>4.2</u> , 歌野川流域=6.4, 日野川流域=12.5, 稲見川流域=4.9, 神田川流域= <u>6.8</u> , 武久川流域=6, 綾羅木川流域= <u>13.3</u> , 友田川流域= <u>6.5</u> , 黒井川流域=8, 川棚川流域=10.3, 粟野川流域=24.4, 滑川流域=6.1, 大田川流域=9.6, 杣路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	木屋川流域= (10, 30), 田部川流域= (10, 7.4), 歌野川流域= (10, 5.1), 日野川流域= (10, 12.5), 稲見川流域= (10, 4), 神田川流域= (6, <u>6.8</u>), 粟野川流域= (10, 19.5), 杣路子川流域= (10, 7), 一ノ俣川流域= (10, 5.4)	—	下関	下関市	木屋川流域=30, 田部川流域=9.2, 貴飯川流域=4.6, 久野川流域= <u>4.3</u> , 歌野川流域=6.4, 日野川流域=12.5, 稲見川流域=4.9, 神田川流域= <u>7.3</u> , 武久川流域=6, 綾羅木川流域= <u>12.4</u> , 友田川流域= <u>6.3</u> , 黒井川流域=8, 川棚川流域=10.3, 粟野川流域=24.4, 滑川流域=6.1, 大田川流域=9.6, 杣路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	木屋川流域= (10, 30), 田部川流域= (10, 7.4), 歌野川流域= (10, 5.1), 日野川流域= (10, 12.5), 稲見川流域= (10, 4), 神田川流域= (6, <u>7.3</u>), 粟野川流域= (10, 19.5), 杣路子川流域= (10, 7), 一ノ俣川流域= (10, 5.4)	—	
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=4.8, 善和川流域=7.6, 甲山川流域= <u>9</u> , 雑佐川流域=5.6, 大田川流域=17, 沢波川流域= <u>5.4</u> , 真締川流域=6.9, 有帆川流域= <u>13.6</u>	梅田川流域= (10, 4.8), 厚東川流域= (9, 24), 善和川流域= (10, 6.1), 甲山川流域= (10, <u>7.2</u>), 雑佐川流域= (10, 4.5), 大田川流域= (12, 17), 沢波川流域= (6, <u>5.1</u>), 真締川流域= (10, 6.9), 有帆川流域= (6, <u>12.4</u>)	厚東川水系厚東川 [持世寺]	宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=4.8, 善和川流域=7.6, 甲山川流域= <u>8.8</u> , 雑佐川流域=5.6, 大田川流域=17, 沢波川流域= <u>4.8</u> , 真締川流域=6.9, 有帆川流域= <u>13.7</u>	梅田川流域= (10, 4.8), 厚東川流域= (9, 24), 善和川流域= (10, 6.1), 甲山川流域= (10, <u>7</u>), 雑佐川流域= (10, 4.5), 大田川流域= (12, 17), 沢波川流域= (6, <u>4.6</u>), 真締川流域= (10, 6.9), 有帆川流域= (6, <u>12.5</u>)	厚東川水系厚東川 [持世寺]	
	山陽小野田市	前場川流域=7.3, 厚狭川流域= <u>25</u> , 有帆川流域= <u>12</u>	前場川流域= (6, 7.3), 厚狭川流域= (10, <u>20</u>), 有帆川流域= (8, 11.4)	—		山陽小野田市	前場川流域=7.3, 厚狭川流域= <u>24.8</u> , 有帆川流域= <u>12.4</u>	前場川流域= (6, 7.3), 厚狭川流域= (10, <u>19.8</u>), 有帆川流域= (8, 11.4)	—	
山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.4, 問田川流域=13.1, 九田川流域=3, 吉敷川流域=7, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域= <u>8.5</u> , 今津川流域=3.3, 井関川流域= <u>7.6</u> , 島地川流域=19.9, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.2, 滑川流域= <u>8.1</u>	阿武川流域= (<u>7</u> , 16.3), 南若川流域= (7, 5.7), 生雲川流域= (7, 13.6), 蔵目喜川流域= (7, 15.5), 問田川流域= (7, 12.9), 九田川流域= (7, 3), 吉敷川流域= (11, 7), 榎野川流域= (11, 18.8), 今津川流域= (11, 2.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鱧石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]	山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.4, 問田川流域=13.1, 九田川流域=3, 吉敷川流域=7, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域= <u>7.8</u> , 今津川流域=3.3, 井関川流域= <u>7.5</u> , 島地川流域=19.9, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.2, 滑川流域= <u>8.2</u>	阿武川流域= (<u>11</u> , 16.3), 南若川流域= (7, 5.7), 生雲川流域= (7, 13.6), 蔵目喜川流域= (7, 15.5), 問田川流域= (7, 12.9), 九田川流域= (7, 3), 吉敷川流域= (11, 7), 榎野川流域= (11, 18.8), 今津川流域= (11, 2.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鱧石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]	
	防府市	横曾根川流域=6.8, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=6.9, 馬刀川流域= <u>5.2</u> , 柳川流域= <u>6.4</u>	久兼川流域= (10, 6.9), 馬刀川流域= (6, <u>5.2</u>), 柳川流域= (6, <u>6.4</u>)	佐波川 [新橋・漆尾]		防府市	横曾根川流域=6.8, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=6.9, 馬刀川流域= <u>5.6</u> , 柳川流域= <u>4.4</u>	久兼川流域= (10, 6.9), 馬刀川流域= (6, <u>4.4</u>), 柳川流域= (6, <u>4.4</u>)	佐波川 [新橋・漆尾]	
周南・下松	下松市	末武川流域= <u>13.2</u> , 平田川流域= <u>7.6</u> , 切戸川流域= <u>11.4</u>	末武川流域= (6, <u>13.2</u>), 切戸川流域= (6, <u>11.4</u>)	—	周南・下松	下松市	末武川流域= <u>13.4</u> , 平田川流域= <u>7.4</u> , 切戸川流域= <u>11.3</u>	末武川流域= (6, <u>13.4</u>), 切戸川流域= (6, <u>11.3</u>)	—	
	周南市	夜市川流域= <u>10.9</u> , 島地川流域= <u>18.2</u> , 富田川流域=15.8, 西光寺川流域=5.6, 錦川流域= <u>28.9</u> , 須々万川流域=5.6, 渋川流域=14, 笠野川流域=5.5, 中村川流域=4.6, 石光川流域=6	夜市川流域= (8, <u>8.7</u>), 島地川流域= (9, 14.6), 富田川流域= (5, 15.8), 西光寺川流域= (9, <u>4.5</u>), 錦川流域= (5, <u>21.7</u>), 須々万川流域= (5, 5.6),	島田川水系島田川 [島田]		周南市	夜市川流域= <u>10.8</u> , 島地川流域= <u>18.3</u> , 富田川流域=15.8, 西光寺川流域=5.6, 錦川流域= <u>29</u> , 須々万川流域=5.6, 渋川流域=14, 笠野川流域=5.5, 中村川流域=4.6, 石光川流域=6	夜市川流域= (8, <u>8.6</u>), 島地川流域= (9, 14.6), 富田川流域= (5, 15.8), 西光寺川流域= (9, <u>5.4</u>), 錦川流域= (5, <u>21.6</u>), 須々万川流域= (5, 5.6),	島田川水系島田川 [島田]	

現 行					修 正 案					備 考
			渋川流域= (5, 14), 笠野川流域= (5, 5.5), 石光川流域= (5, 6), 島田川流域= (8, 19.8)				渋川流域= (5, 14), 笠野川流域= (5, 5.5), 石光川流域= (5, 6), 島田川流域= (8, 19.8)			
岩国	岩国市	生見川流域=10.8, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.4, 野谷川流域=7.2, 根笠川流域=18.7, 保木川流域=10.4, 御庄川流域=15.2, 由宇川流域=14.7, 島田川流域=24, 中山川流域=10.1, 東川流域=13.2, 笹見川流域=6, 長野川流域=5.2	宇佐川流域= (10, 16.2), <u>根笠川流域= (9, 18.6)</u> , 保木川流域= (6, 10.4), 御庄川流域= (6, 15.2), 錦川流域= (12, 45.6), 門前川流域= (6, 5.7), 島田川流域= (10, 19.2), 東川流域= (10, 10.6), 笹見川流域= (6, 6), <u>長野川流域= (6, 4.6)</u>	小瀬川 [小川津・両 国橋], 錦川水系錦川下流 部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流 部 [南桑]	岩国	岩国市	生見川流域=10.8, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.3, 野谷川流域=7.2, 根笠川流域=18.5, 保木川流域=10.4, 御庄川流域=15.2, 由宇川流域=14.2, 島田川流域=24, 中山川流域=10.1, 東川流域=13.2, 笹見川流域=6, 長野川流域=4.4	宇佐川流域= (10, 16.2), 保木川流域= (6, 10.4), 御庄川流域= (6, 15.2), 錦川流域= (9, 36.5), 門前川流域= (6, 6.1), 島田川流域= (6, 24), 東川流域= (10, 10.6), 笹見川流域= (6, 6)	小瀬川 [小川津・両 国橋], 錦川水系錦川下流 部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流 部 [南桑]	
	和木町		—	小瀬川 [小川津・両 国橋]		和木町	—	—	小瀬川 [小川津・両 国橋]	
柳井・光	光市	束荷川流域=5.9, 田布施川流域=6.5	島田川流域= (9, 28.2), 束荷川流域= (10, 4.7)	島田川水系島田川 [島田]	柳井・光	光市	束荷川流域=5.9, 田布施川流域=6.8	島田川流域= (9, 28.2), 束荷川流域= (10, 4.7)	島田川水系島田川 [島田]	
	柳井市	由宇川流域=8.2, 柳井川流域=8.8, 土穂石川流域=6.1	—	—		柳井市	由宇川流域=7.9, 柳井川流域=8.5, 土穂石川流域=6.1	—	—	
	周防大島町	屋代川流域=9.2, 宮崎川流域=4.4, 三蒲川流域=4.7	三蒲川流域= (5, 4.7)	—		周防大島町	屋代川流域=8.8, 宮崎川流域=3.5, 三蒲川流域=4.9	三蒲川流域= (5, 4.9)	—	
	上関町		—	—		上関町		—	—	
	田布施町	田布施川流域=11.9, 灸川流域=5.9	—	—		田布施町	田布施川流域=12, 灸川流域=3.9	—	—	
	平生町	大内川流域=4.9	大内川流域= (5, 4.9)	—		平生町	大内川流域=4.4	大内川流域= (5, 4.4)	—	
萩・美祢	萩市	橋本川流域=31.9, 玉江川流域=6, 阿武川流域=40.2, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.2, 日南瀬川流域=7.1, 野戸呂川流域 =6.4, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=4.9, 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6	玉江川流域= (6, 5.9), 阿武川流域= (10, 35.2), 明木川流域= (10, 13.8), 蔵目喜川流域= (9, 8), 大井川流域= (6, 15.9), 須佐川流域= (9, 4.5), 江津川流域= (6, 8.1), 田万川流域= (6, 16.1), 原中川流域= (9, 7.6)	—	萩・美祢	萩市	橋本川流域=31.8, 玉江川流域=6, 阿武川流域=40, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.1, 日南瀬川流域=7, 野戸呂川流域=6.4, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=4.9, 須佐川流域=5.7, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.5	玉江川流域= (6, 5.9), 阿武川流域= (10, 35), 明木川流域= (10, 13.8), 蔵目喜川流域= (9, 8), 大井川流域= (6, 15.9), 須佐川流域= (9, 4.6), 江津川流域= (6, 8.1), 田万川流域= (6, 16.1), 原中川流域= (9, 6)	—	
	美祢市	大田川流域=15.5, 長田川流域=11.2, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=18.8 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.5, 本郷川流域=6.4, 麦川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.6, 日野川流域=6.8, 三隅川流域=4.8	麦川流域= (10, 4.7), 厚狭川流域= (6, 21.2), 原川流域= (6, 9.9), 伊佐川流域= (6, 9.6)	—		美祢市	大田川流域=15.5, 長田川流域=11.2, 湯の上川流域=3.9, 厚東川流域=18.8 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.4, 本郷川流域=6.1, 麦川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.4, 日野川流域=6.8, 三隅川流域=4.8	麦川流域= (10, 4.7), 厚狭川流域= (6, 21.2), 原川流域= (6, 9.9), 伊佐川流域= (6, 9.4)	—	
	阿武町	大井川流域=15.2, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 11.3)	—		阿武町	大井川流域=15.2, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 11.3)	—	
長門	長門市	泉川流域=6.9, 掛淵川流域=11.6,	掛淵川流域= (5, 11),	—	長門	長門市	泉川流域=6.4, 掛淵川流域=11.4,	掛淵川流域= (5, 10.7),	—	

現 行

大坊川流域=9.7, 久富川流域=6.4, 深川川流域=(9, 12.6),
 深川川流域=15.7, 大河内川流域=5.8, 木屋川流域=(9, 4.9)
 三隅川流域=13.4, 木屋川流域=6.1

修 正 案

大坊川流域=9.2, 久富川流域=6.4, 深川川流域=(9, 12.2),
 深川川流域=15.2, 大河内川流域=5.8, 木屋川流域=(9, 4.9)
 三隅川流域=13.9, 木屋川流域=6.1

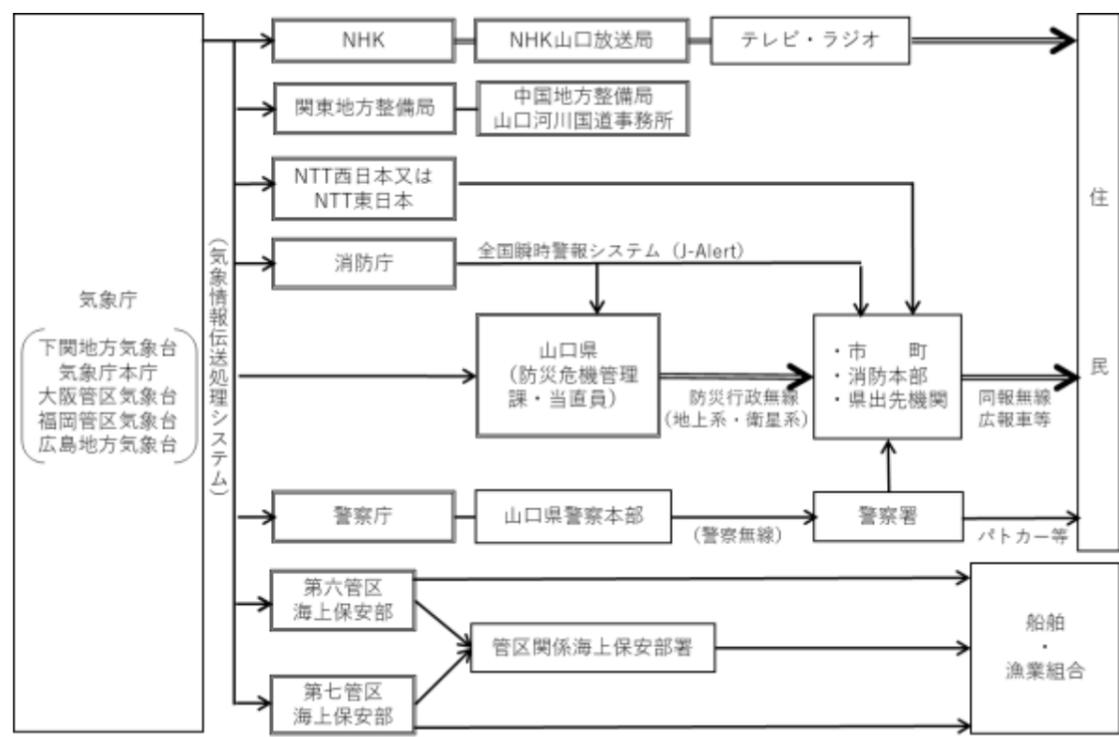
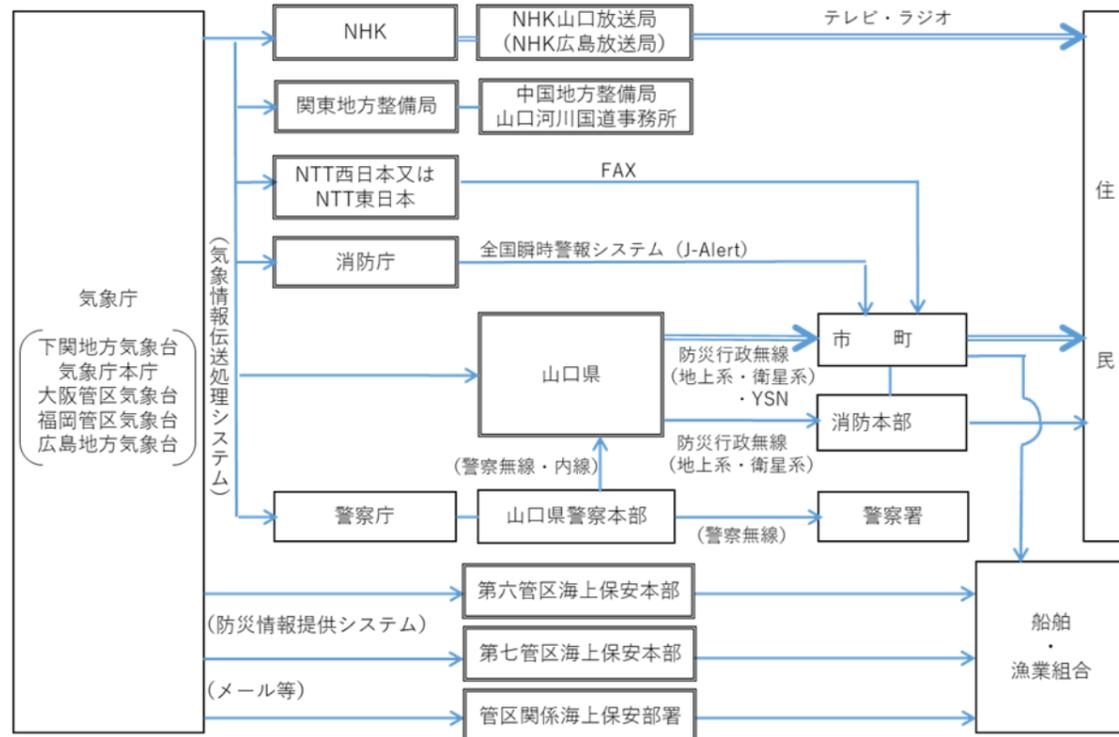
備 考

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達 (3-2-14)

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達 (3-2-14)

1 気象台からの伝達系統図

1 気象台からの伝達系統図



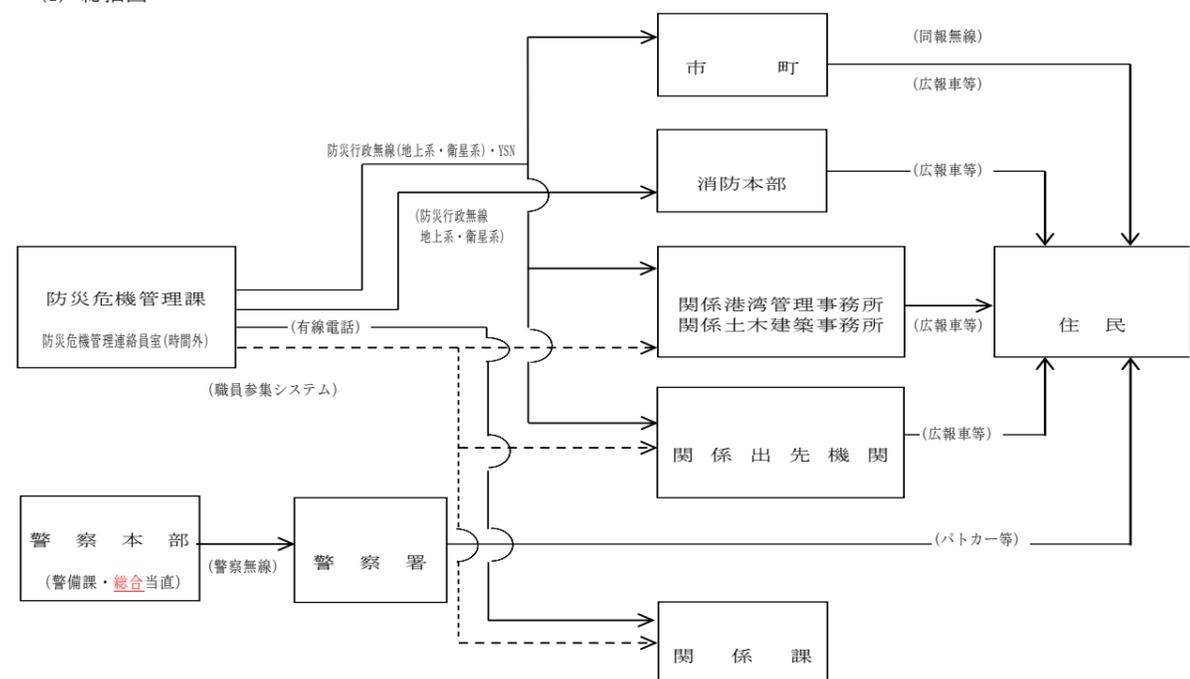
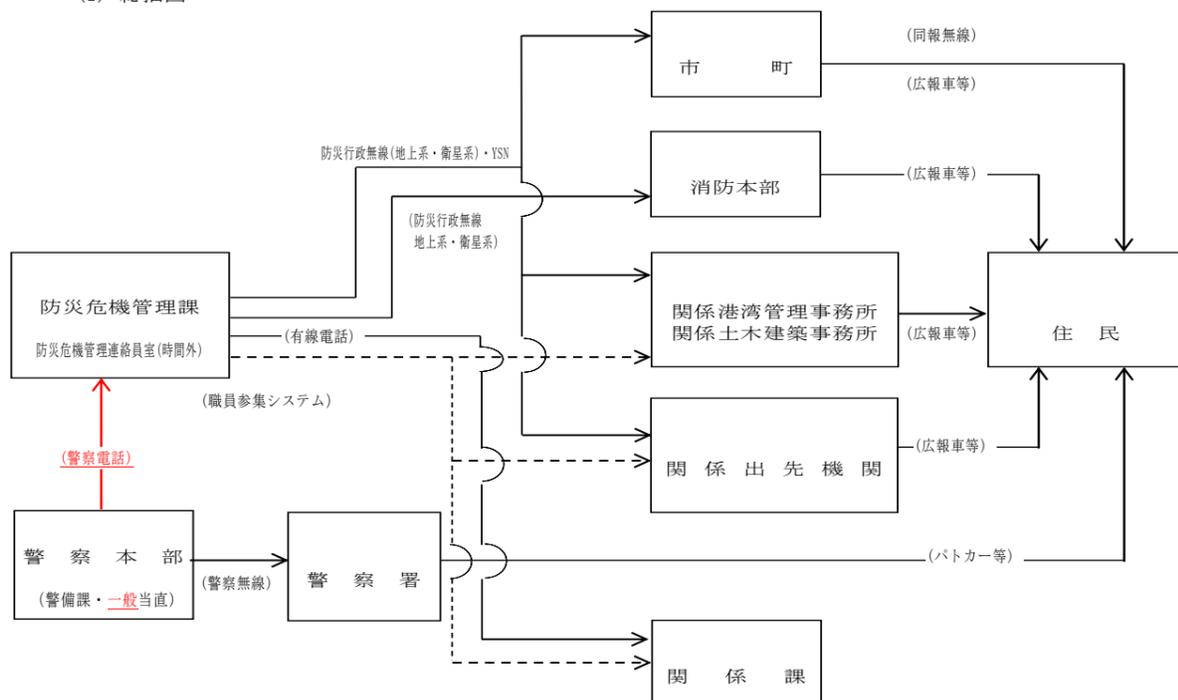
表現の適正化

2 県における伝達系統図

2 県における伝達系統図

(1) 総括図

(1) 総括図



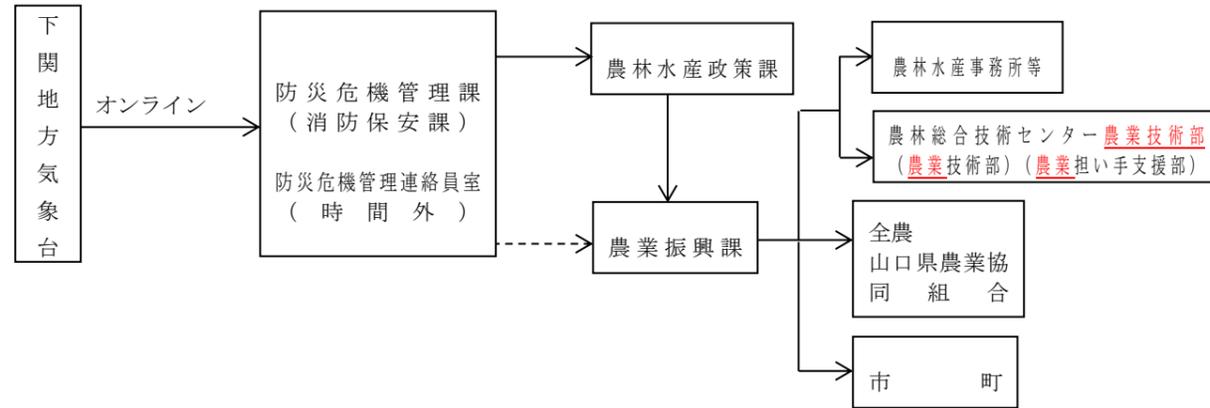
表現の適正化

現 行

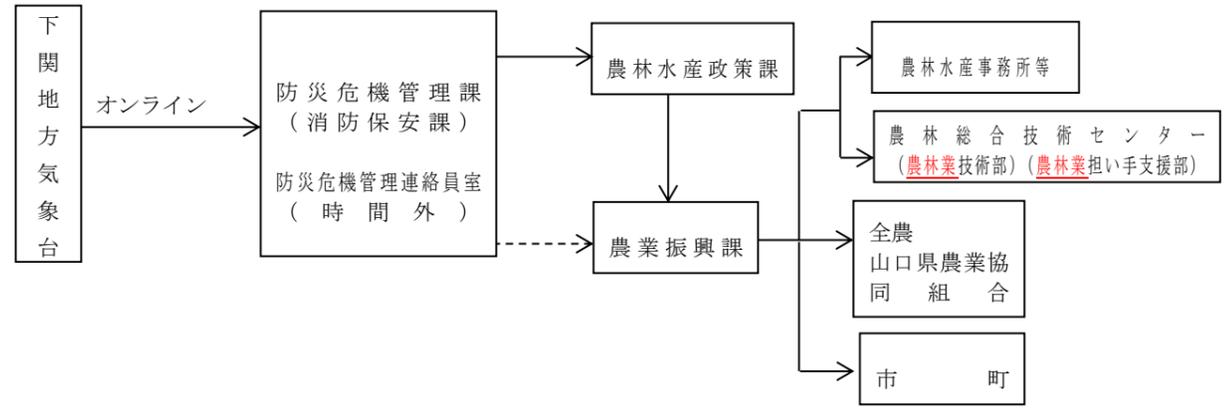
修 正 案

備 考

4 低温及び霜注意報、大雨警報及び注意報の伝達



4 低温及び霜注意報、大雨警報及び注意報の伝達



表現の適正化

第3項 関係機関による措置事項 (3-2-20)

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
警察本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報</p> <p>警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知する <u>とともに、県(防災危機管理課)に連絡する。</u></p> <p>2 異常現象の通報</p> <p>警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>

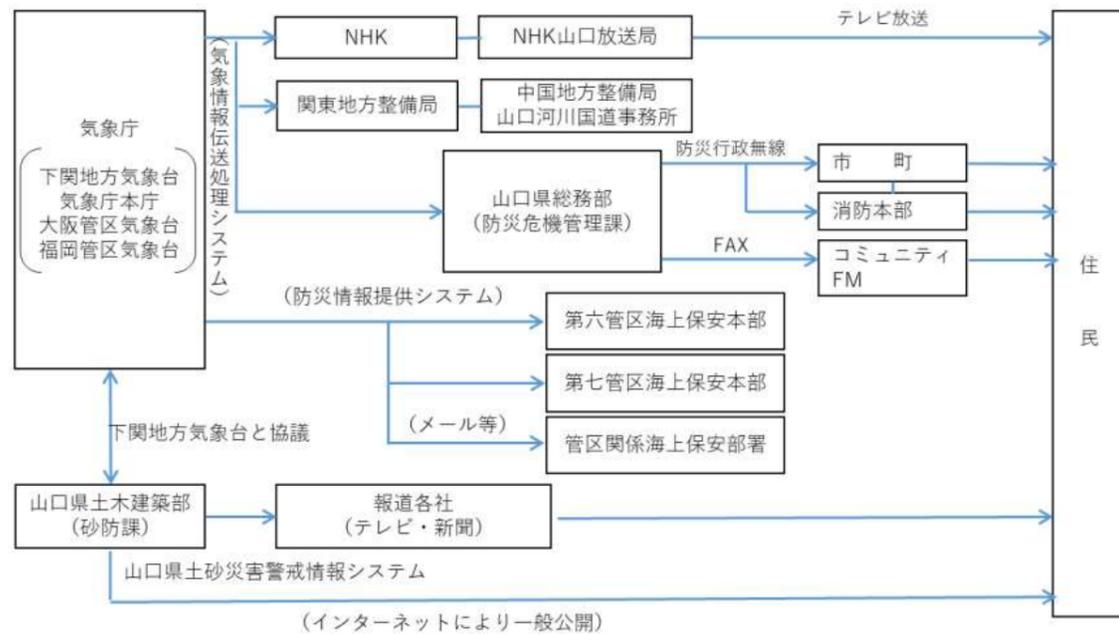
第3項 関係機関による措置事項 (3-2-20)

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

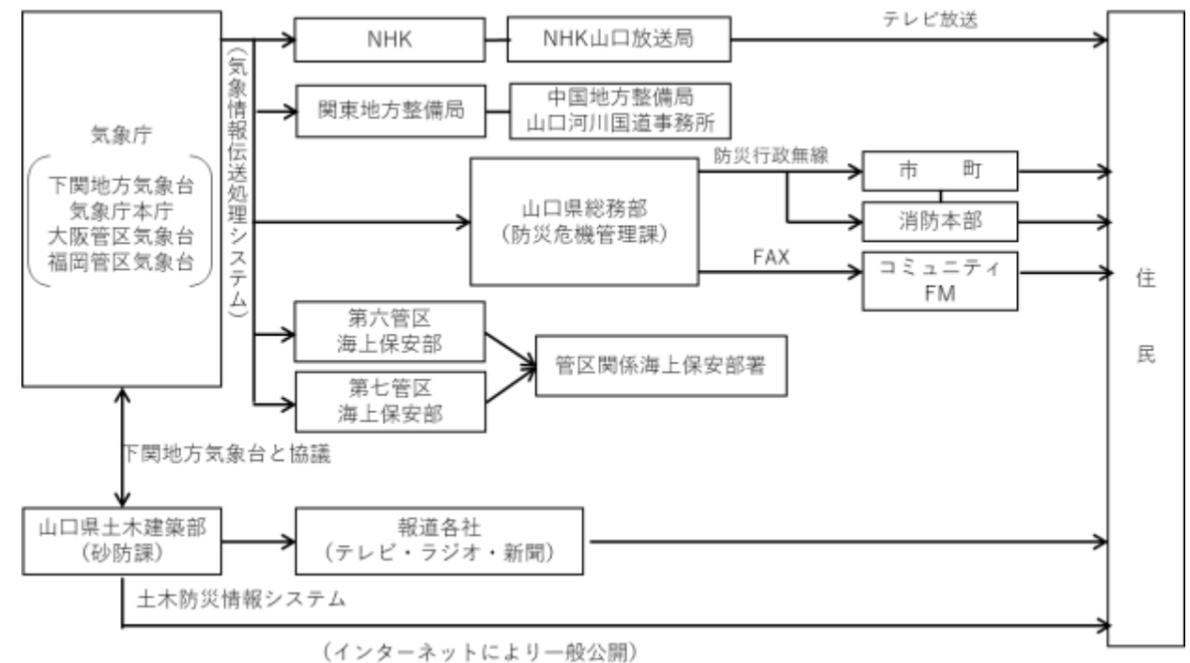
関係機関	措置内容
警察本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報</p> <p>警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知する。</p> <p>2 異常現象の通報</p> <p>警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>

表現の適正化

8 土砂災害計画情報の伝達



8 土砂災害計画情報の伝達



表現の適正化

現 行

修 正 案

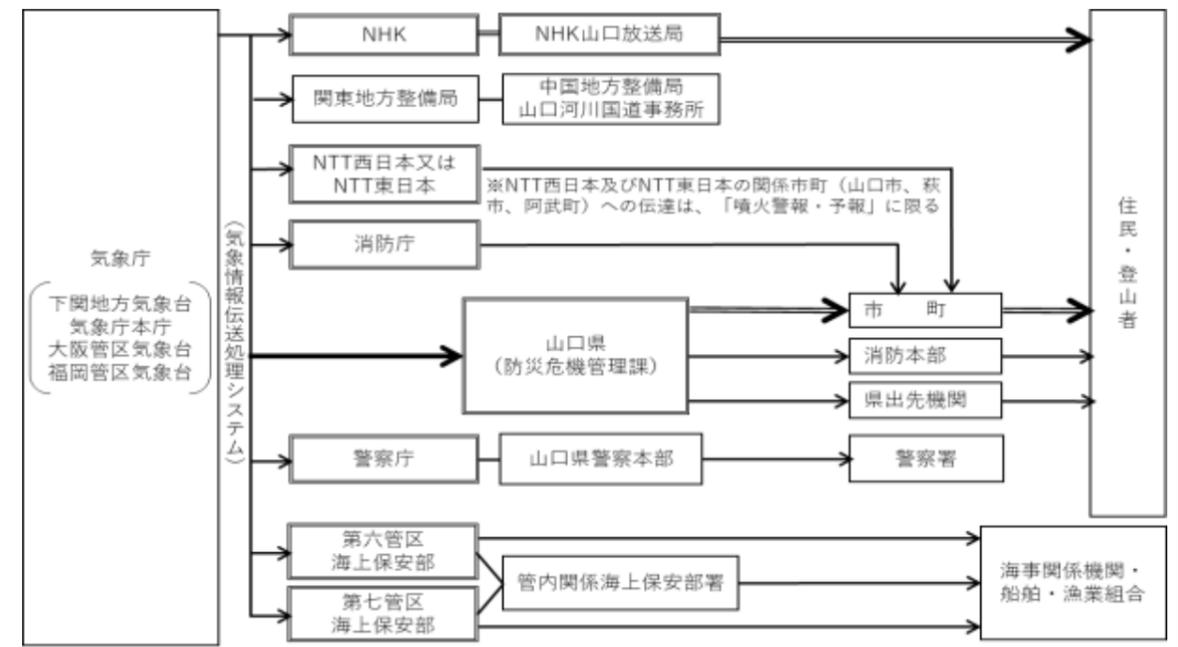
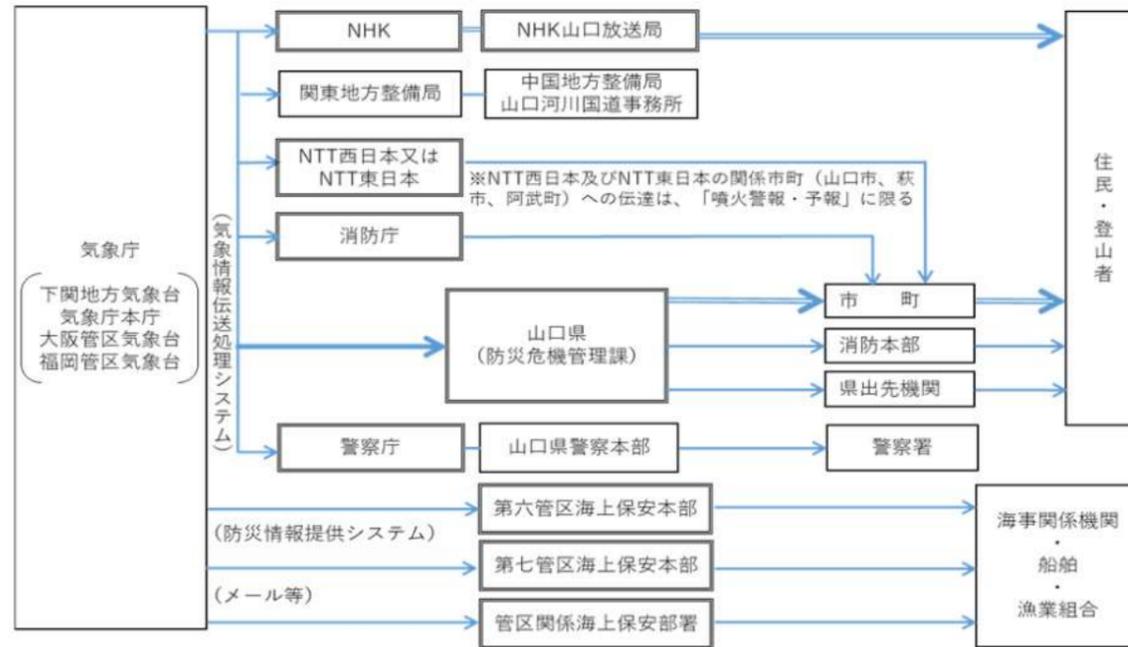
備 考

第6項 噴火警報等（3-2-26）

第6項 噴火警報等（3-2-26）

噴火警報等の伝達系統図

噴火警報等の伝達系統図



表現の適正化

第2節 災害情報収集・伝達計画

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-30）

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-30）

2 防災関係機関等の措置

2 防災関係機関等の措置

区分	内容		
市町	4 直接即報		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	防災無線(衛星系)	電話 回線選択-048-500-90-49013 FAX 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036
県	3 政府機関に対する報告、通報 (2) 報告先		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	消防防災無線	電話 7-27-90-49013 FAX 7-27-90-49033	7-27-90-49012 7-27-90-49036
	防災無線(衛星系)	電話 <u>回線選択</u> -048-500-90-49013 FAX <u>回線選択</u> -048-500-90-49033	<u>回線選択</u> -048-500-90-49102 <u>回線選択</u> -048-500-90-49036

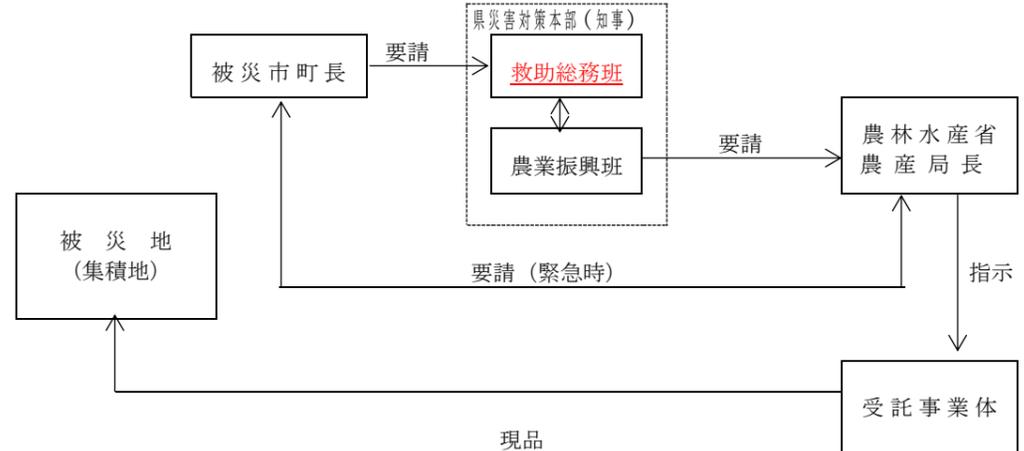
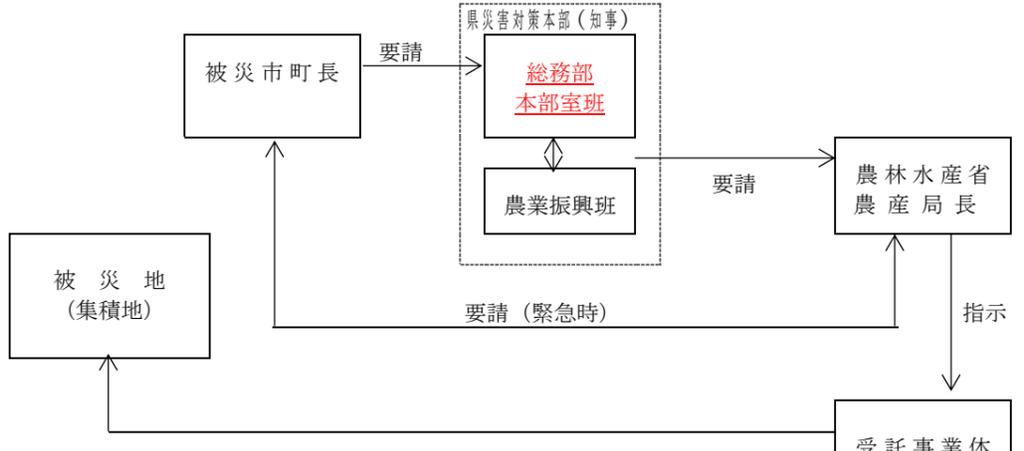
区分	内容		
市町	4 直接即報		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	防災無線(衛星系)	電話 回線選択-048-500-90-49013 FAX 回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-49036
県	3 政府機関に対する報告、通報 (2) 報告先		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	消防防災無線	電話 7-27-90-49013 FAX 7-27-90-49033	7-27-90-49012 7-27-90-49036
	防災無線(衛星系)	電話 <u>8</u> -048-500-90-49013 FAX <u>8</u> -048-500-49033	<u>8</u> -048-500-90-49102 <u>8</u> -048-500-49036

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保（3-2-38）</p> <p>2 通信の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努めるものとする。</p> <p>(1) 県</p> <p>ウ （新設）</p> <p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制（3-4-6）</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容</p> <p>イ 県</p> <p><u>(オ)</u> 災害救助部長は、県の能力では十分でない認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。</p> <p><u>(カ)</u> 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</p> <p><u>(キ)</u> 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。</p> <p><u>(ク)</u> 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。</p> <p><u>(ケ)</u> 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。</p> <p>(コ) （新設）</p> <p>(ク) （新設）</p> <p>第3節 集団発生傷病者救急医療計画</p> <p>第5項 医薬品・医療資機材の補給（3-4-14）</p> <p>2 血液製剤等の確保</p> <p>(1) 各機関の対応</p> <p>イ 山口県赤十字血液センター</p> <p>(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。</p> <p>なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、<u>県警</u>本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。</p> <p>第7項 協定（3-4-18）</p> <p>知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長<u>及び</u>DMA T指定病院は、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。</p>	<p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保（3-2-38）</p> <p>2 通信の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信<u>等</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>(1) 県</p> <p><u>ウ 災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、衛星インターネット機器を使用して、通信の確保を図る。</u></p> <p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制（3-4-6）</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容</p> <p>イ 県</p> <p><u>(オ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出勤を要請する。</u></p> <p><u>出勤を要請する場合、災害救助部内にDPAT県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。</u></p> <p><u>(カ)</u> 災害救助部長は、県の能力では十分でない認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。</p> <p><u>(キ) 災害救助部長は、県内DPATでの対応が困難な場合は、DPAT統括者の判断を踏まえ、厚生労働省、DPAT事務局又は他都道府県へDPATの応援派遣を要請する。</u></p> <p><u>(ク)</u> 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</p> <p><u>(ケ)</u> 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。</p> <p><u>(コ)</u> 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。</p> <p><u>(ク)</u> 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。</p> <p>第3節 集団発生傷病者救急医療計画</p> <p>第5項 医薬品・医療資機材の補給（3-4-14）</p> <p>2 血液製剤等の確保</p> <p>(1) 各機関の対応</p> <p>イ 山口県赤十字血液センター</p> <p>(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。</p> <p>なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、<u>警察</u>本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。</p> <p>第7項 協定（3-4-18）</p> <p>知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、<u>DMA T指定病院及び災害支援ナース所属医療機関</u>は、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。</p>	<p>令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化</p> <p>DPATの体制と活動内容を追記</p> <p>表現の適正化</p> <p>協定締結による追記</p>

現 行	修 正 案	備 考																																
<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-5-8）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p>(1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（<u>災害救助部救助総務班</u>）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。</p> <p>なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。</p> <p>(2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-6-3）</p> <table border="1" data-bbox="267 919 1210 1285"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td> </tr> <tr> <td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 035-264</td> <td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社</td> </tr> </table> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続き（3-7-11）</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="267 1528 1394 1999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要請先</th> <th>所在地</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td> <td>山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊に対するもの</td> <td>呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令</td> <td>呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)</td> <td>艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等</td> </tr> </tbody> </table>	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 035-264	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等	<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-5-8）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、受け入れ体制を整備する。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p>(1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（<u>総務部本部室班</u>）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。</p> <p>なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。</p> <p>(2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、被災者の受け入れ体制を整備させる。</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-6-3）</p> <table border="1" data-bbox="1578 919 2522 1285"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td> </tr> <tr> <td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 8-035-264</td> <td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社</td> </tr> </table> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続き（3-7-11）</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1608 1528 2736 1999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要請先</th> <th>所在地</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td> <td>山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊に対するもの</td> <td>呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令</td> <td>呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)</td> <td>艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等</td> </tr> </tbody> </table>	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 8-035-264	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等	<p>令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化</p> <p>事務移管</p> <p>令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定																																		
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 035-264	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社																																	
区分	要請先	所在地	活動内容																															
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動																															
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等																															
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定																																		
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 8-035-264	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 消防防災航空隊 運航委託会社																																	
区分	要請先	所在地	活動内容																															
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野町784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動																															
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等																															

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第4項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3）</p> <p>2 県災害対策本部内に、<u>災害救助部</u>を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第1項 輸送手段の確保措置（3-8-5）</p> <p>2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。</p> <p>(4) <u>他の輸送</u>手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。</p> <p>(5) (新設)</p> <p>第2項 調達（3-8-6）</p> <p>【県（各部）】</p> <p>(3) <u>中国J Rバス</u>株式会社（人員）</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>5 <u>中国J Rバス</u>株式会社</p> <p>(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「<u>中国J Rバス</u>株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に応じる。</p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給計画（3-10-2）</p> <p>【市町・県（農業振興課・<u>厚政課</u>）・農林水産省】</p> <p>1 主食の供給</p> <p><災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図></p> 	<p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第4項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3）</p> <p>2 県災害対策本部内に、<u>総務部</u>を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第1項 輸送手段の確保措置（3-8-5）</p> <p>2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。</p> <p>(4) <u>上記</u>手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。</p> <p><u>(5) 他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。</u></p> <p>第2項 調達（3-8-6）</p> <p>【県（各部）】</p> <p>(3) <u>J Rバス中国</u>株式会社（人員）</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>5 <u>J Rバス中国</u>株式会社</p> <p>(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「<u>J Rバス中国</u>株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に応じる。</p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給計画（3-10-2）</p> <p>【市町・県（農業振興課・<u>防災危機管理課</u>）・農林水産省】</p> <p>1 主食の供給</p> <p><災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図></p> 	<p>事務移管</p> <p>令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化</p> <p>社名変更</p> <p>社名変更</p> <p>事務移管</p> <p>事務移管</p>

現 行

修 正 案

備 考

【県（厚政課）】
2 副食等の供給

【県（厚政課・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】
3 食料の輸送

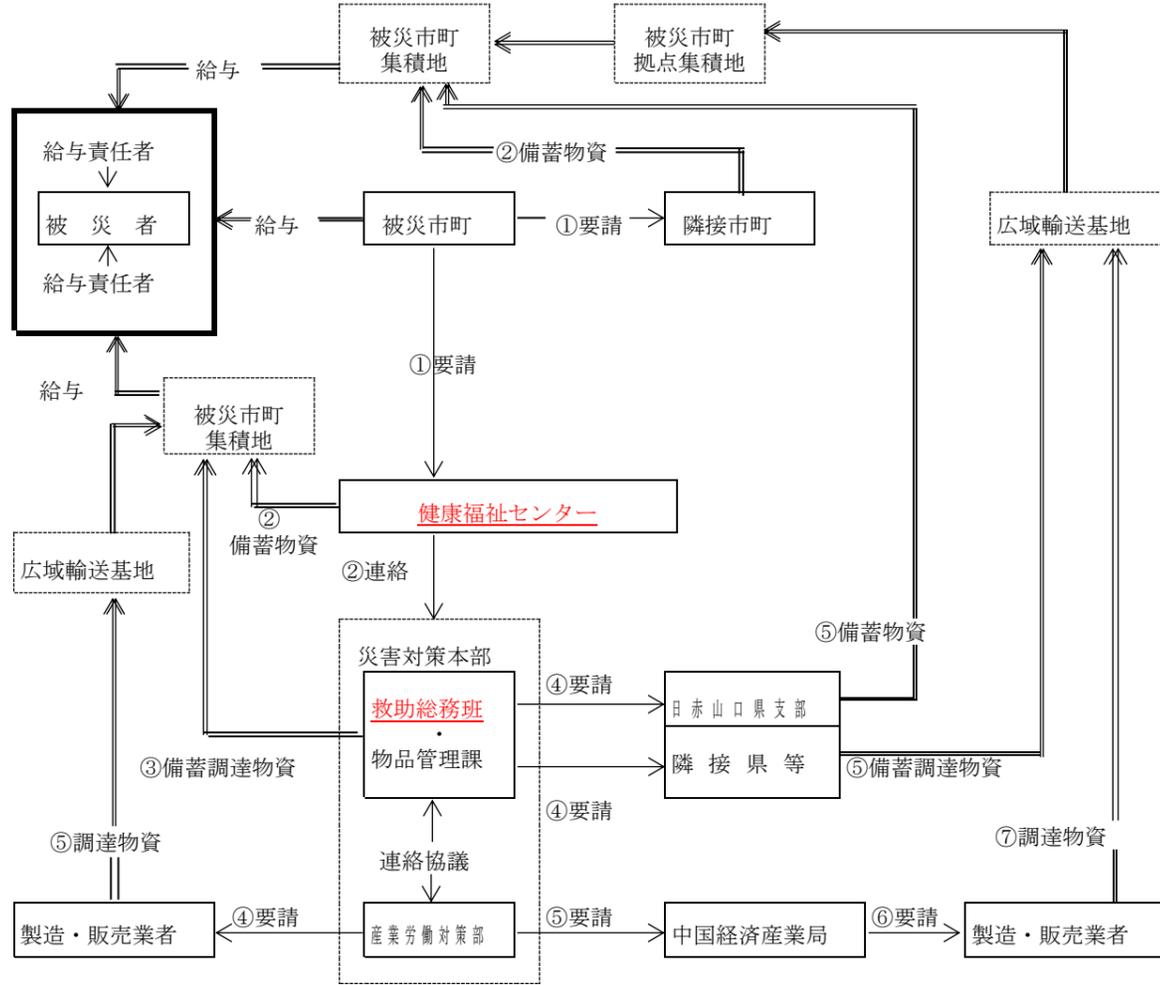
第2項 炊き出し、その他の食品の給与
【市町・県（厚政課・農業振興課）】

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給計画（3-10-7）

【市町・県（厚政課・産業労働部・物品管理課・防災危機管理課）・中国経済産業局】

1 生活必需品等の調達・供給経路図



3 生活必需品等の給（貸）与

(3) 各機関の実施内容

ア 市町

- (ア) 市町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。
- (イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市町長が実施する。
- (ウ) 被災地の市町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市町長は知事（厚政課・健康福祉センター）に

【県（防災危機管理課）】
2 副食等の供給

【県（防災危機管理課・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】
3 食料の輸送

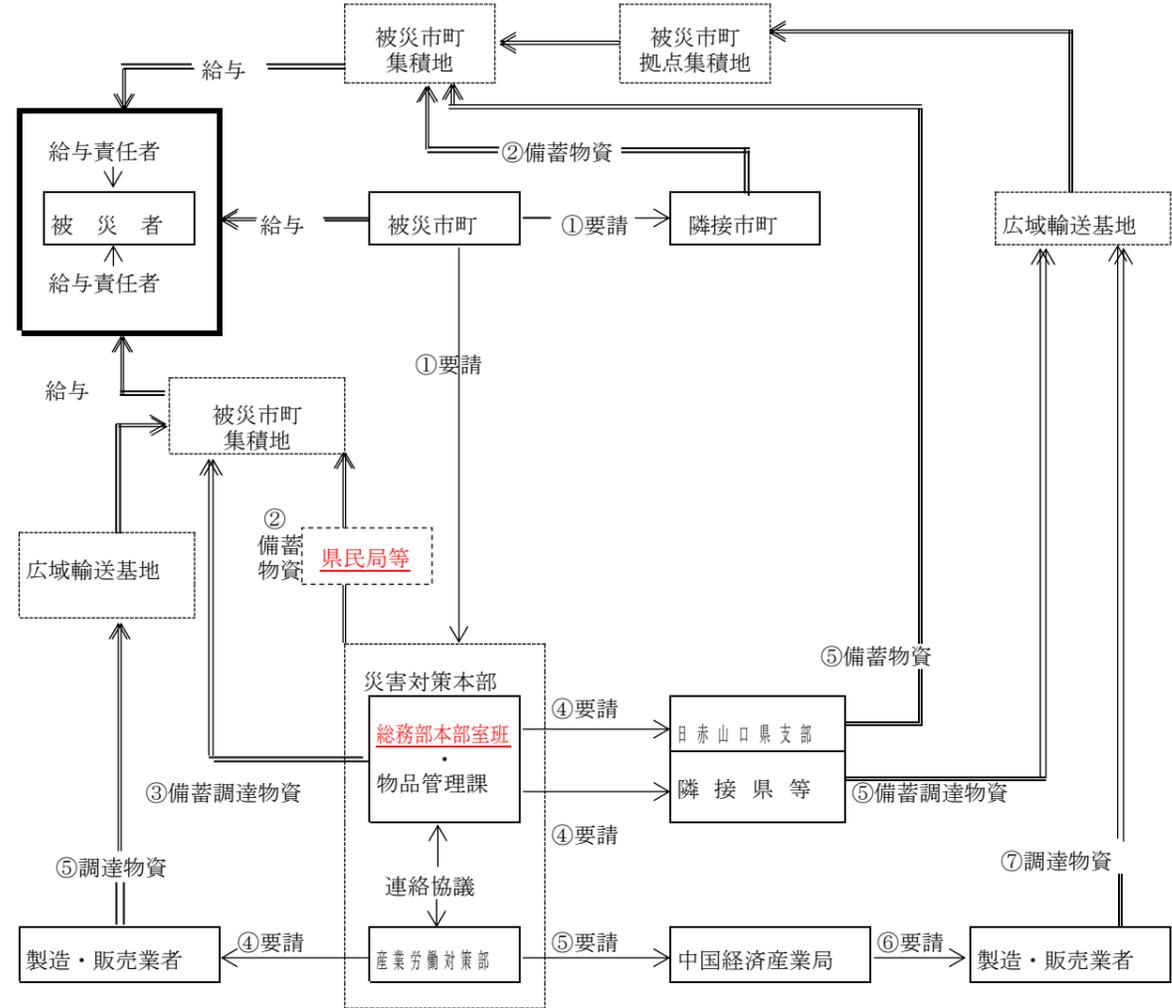
第2項 炊き出し、その他の食品の給与
【市町・県（防災危機管理課・厚政課・農業振興課）】

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給計画（3-10-7）

【市町・県（産業労働部・物品管理課・防災危機管理課）・中国経済産業局】

1 生活必需品等の調達・供給経路図



3 生活必需品等の給（貸）与

(3) 各機関の実施内容

ア 市町

- (ア) 市町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（防災危機管理）と協議し、あらかじめ定めておく。
- (イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市町長が実施する。
- (ウ) 被災地の市町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市町長は知事（防災危機管理課）に応援を要請す

事務移管

事務移管

事務移管

事務移管

事務移管

事務移管

現 行	修 正 案	備 考
<p>応援を要請する。</p> <p>イ 県 県（<u>厚政課・健康福祉センター</u>）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに<u>災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て</u>、応援措置を講じるものとする。</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-10-9）</p> <p>2 給（貸）与の方法</p> <p>(2) 物資の確保及び購入の措置</p> <p>ア 市町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として<u>救助総務班</u>が行うものとする。</p> <p>イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。</p> <p>ウ 現地において調達可能な物資については、<u>健康福祉センター所長及び</u>市町長において措置するものとする。</p> <p>3 物資の送達及び配分の措置</p> <p>(1) 救助物資の送達</p> <p>ア 原則として県本部（<u>救助総務班</u>・物品管理班）が実施するが、被災市町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市町が輸送を担当することもありうるものとする。</p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-11-8） 【市町・県（廃棄物・リサイクル対策課・<u>厚政課</u>）】</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第1項 公営住宅等の確保（3-12-2）</p> <p>2 入居者資格等</p> <p>(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該<u>地震</u>に係る罹災証明書等により行う。</p> <p>第2項 応急仮設住宅の供与</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件</p> <p>(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者</p> <p>ウ 特定の資産がない<u>未亡人、母子世帯</u></p> <p>エ 特定の資産がない<u>高齢者、病弱者、障害者</u></p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>ウ 県（厚政課）は、入居契約等<u>転貸借</u>に関する事務を市町に委任する。</p> <p>第3項 建設型応急住宅</p> <p>4 建築基準</p> <p>(2) <u>構造は</u>、1戸建、長屋建、<u>アパート式</u>のいずれか適当な<u>構造</u>とする。</p>	<p>る。</p> <p>イ 県 県（<u>防災危機管理課</u>）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに応援措置を講じるものとする。</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-10-9）</p> <p>2 給（貸）与の方法</p> <p>(2) 物資の確保及び購入の措置</p> <p>ア 市町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として<u>総務部本部室班</u>が行うものとする。</p> <p>イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。</p> <p>ウ 現地において調達可能な物資については、市町長において措置するものとする。</p> <p>3 物資の送達及び配分の措置</p> <p>(1) 救助物資の送達</p> <p>ア 原則として県本部（<u>総務部本部室班</u>・物品管理班）が実施するが、被災市町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市町が輸送を担当することもありうるものとする。</p> <p>第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-11-8） 【市町・県（廃棄物・リサイクル対策課）】</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第1項 公営住宅等の確保（3-12-2）</p> <p>2 入居者資格等</p> <p>(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該<u>災害</u>に係る罹災証明書等により行う。</p> <p>第2項 応急仮設住宅の供与</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件</p> <p>(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者</p> <p>ウ 特定の資産がない<u>一人親家庭</u></p> <p>エ 特定の資産がない<u>要配慮者</u></p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者<u>及び入居者との間で</u>定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>ウ 県（厚政課）は、入居契約等に関する事務を市町に委任する。</p> <p>第3項 建設型応急住宅</p> <p>4 建築基準</p> <p>(2) 1戸建、長屋建、<u>共同住宅</u>のいずれか適当な<u>建て方</u>とする。</p>	<p>事務移管</p> <p>事務移管</p> <p>表現の適正化</p> <p>事務移管</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行

第13章 水防計画

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第4項 第2警戒体制以上の体制（3-13-6）

配備課所	業務内容
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関する事。 ② 山口県土砂災害警戒情報システムに関する事。 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関する事。

第4節 気象状況等の連絡系統

第2項 勤務時間外（3-13-9）

図中 山口県警察本部（当直）

第14章 災害警備計画

第1節 陸上警備対策

第2項 警備対策（災害警備実施計画）（3-14-2）

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第3項 県営電力施設（3-18-4）

1 電力の供給

電力施設	供給先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給
菅野・水越・徳山発電所	〃 徳山変電所に供給
末武川発電所	〃 末武変電所に供給
本郷川・生見川発電所	〃 美和変電所に供給
新阿武川・相原発電所	〃 明木変電所に供給
小瀬川発電所	〃 弥栄変電所に供給
宇部丸山発電所	〃 阿知須変電所に供給

修 正 案

第13章 水防計画

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第4項 第2警戒体制以上の体制（3-13-6）

配備課所	業務内容
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省関係）の被害の取りまとめに関する事。 ② 山口県土砂災害警戒情報システムに関する事。 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関する事。

第4節 気象状況等の連絡系統

第2項 勤務時間外（3-13-9）

図中 山口県警察本部（総合当直）

第14章 災害警備計画

第1節 陸上警備対策

第2項 警備対策（災害警備実施計画）（3-14-2）

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター等による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第3項 県営電力施設（3-18-4）

1 電力の供給

電力施設	供給先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給
徳山発電所	〃 徳山変電所に供給
菅野・水越発電所	〃 錦川第一変電所に供給
末武川発電所	〃 末武変電所に供給
本郷川・生見川・平瀬発電所	〃 美和変電所に供給
新阿武川発電所	〃 佐々並川変電所に供給
相原発電所	〃 明木変電所に供給
小瀬川発電所	〃 弥栄変電所に供給
宇部丸山発電所	〃 阿知須変電所に供給

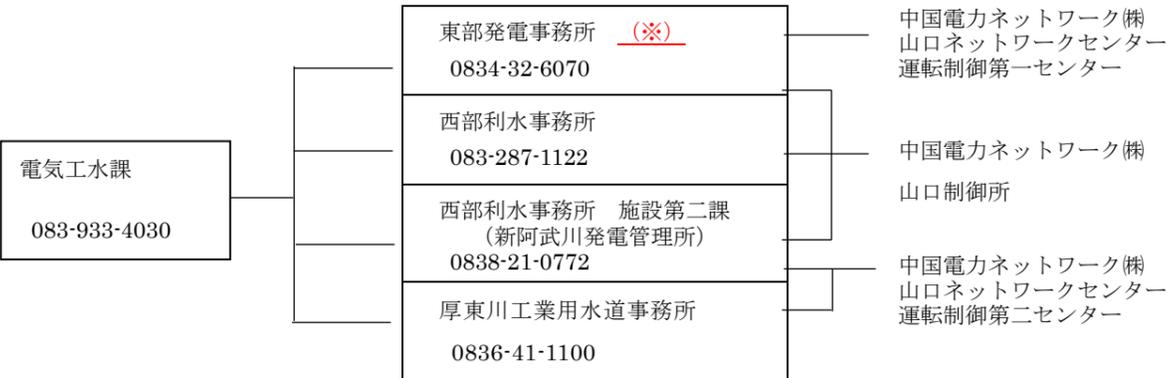
備 考

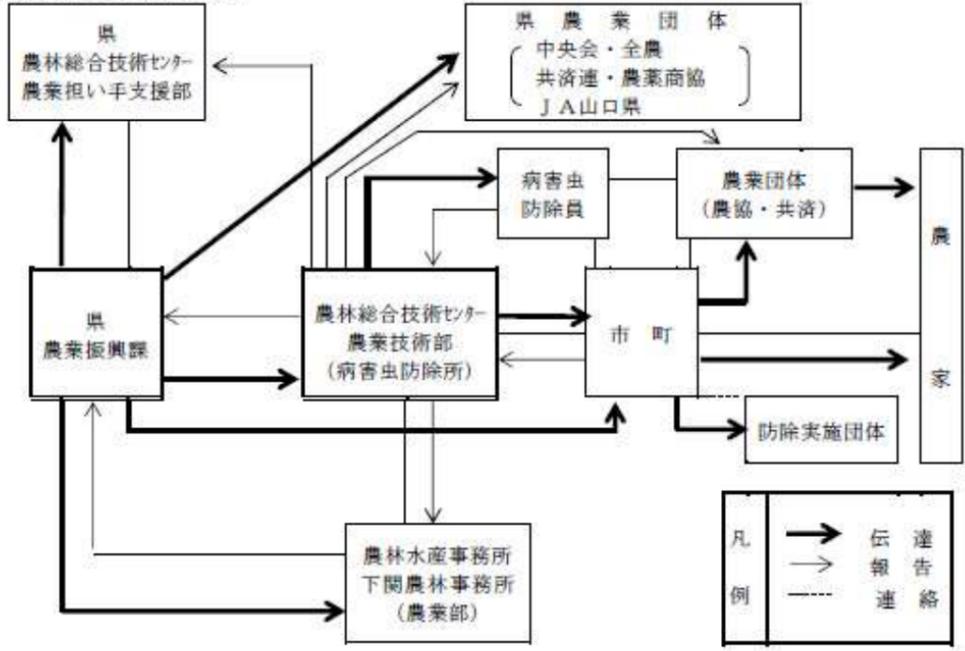
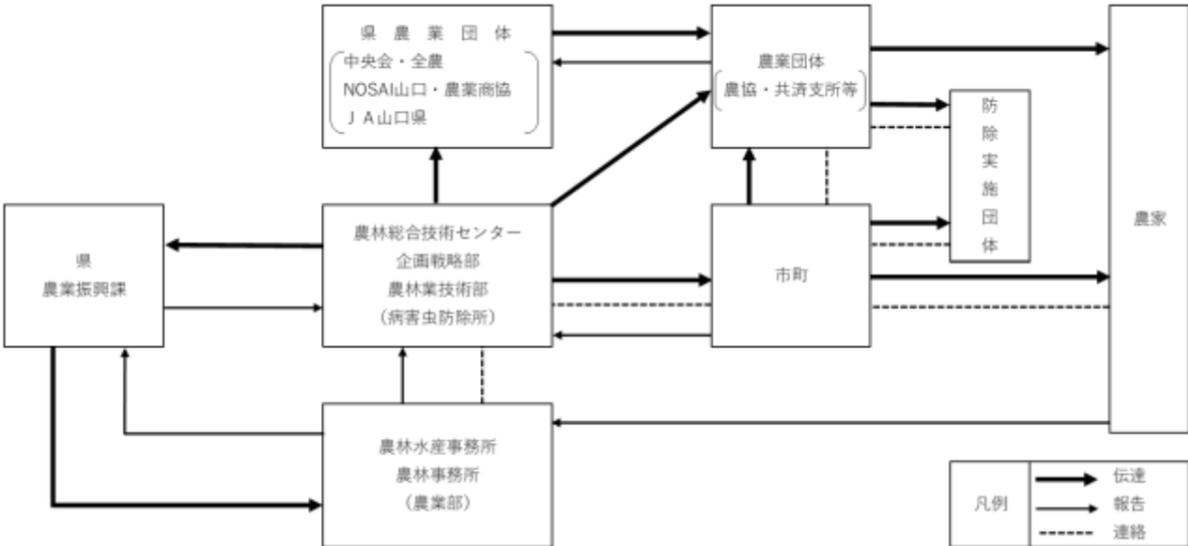
表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考																
<p>2 応急対策 (1) 情報連携体制</p>  <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第1節 公共土木施設 第1項 実施機関、応急措置及び応急普及対策（3-19-3） 1 道路・橋梁 (1) 火災時の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="252 955 1394 1081"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応急措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 鉄道施設 第1項 災害時の活動体制（3-19-11） 3 通信連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="252 1291 1394 1417"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、<u>鉄道電話</u>等で行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第20章 雪害対策計画 第4節 孤立対策計画 第3項 食料・生活必需品等の確保計画（3-20-7） 【中国四国農政局・県（農業振興課・<u>厚政課</u>）】</p> <p>第21章 火災対策計画 第2節 林野火災対策計画 第5項 自衛隊の支援活動（3-21-11） 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順 図中 警察本部<u>地域課</u></p>	実施機関名	応急措置	西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。	機関名	内容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、 <u>鉄道電話</u> 等で行う。	<p>2 応急対策 (1) 情報連携体制</p>  <p style="color: red;">※生見川発電所については、中国電力ネットワーク(株)広島制御所</p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第1節 公共土木施設 第1項 実施機関、応急措置及び応急普及対策（3-19-3） 1 道路・橋梁 (1) 火災時の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1558 955 2715 1123"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応急措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>ウ パトロールカー及び情報板、看板<u>および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighwayのX公式アカウント</u>等により、また、報道機関（<u>テレビ</u>、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 鉄道施設 第1項 災害時の活動体制（3-19-11） 3 通信連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="1558 1291 2715 1417"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第20章 雪害対策計画 第4節 孤立対策計画 第3項 食料・生活必需品等の確保計画（3-20-7） 【中国四国農政局・県（農業振興課・<u>防災危機管理課</u>）】</p> <p>第21章 火災対策計画 第2節 林野火災対策計画 第5項 自衛隊の支援活動（3-21-11） 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順 図中 警察本部<u>警備課</u></p>	実施機関名	応急措置	西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板 <u>および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighwayのX公式アカウント</u> 等により、また、報道機関（ <u>テレビ</u> 、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。	機関名	内容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>鉄道電話廃止に伴う修正</p> <p>事務移管</p> <p>表現の適正化</p>
実施機関名	応急措置																	
西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。																	
機関名	内容																	
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、 <u>鉄道電話</u> 等で行う。																	
実施機関名	応急措置																	
西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板 <u>および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighwayのX公式アカウント</u> 等により、また、報道機関（ <u>テレビ</u> 、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。																	
機関名	内容																	
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第22章 交通災害対策計画 第2節 航空災害対策計画 第4項 消防活動（3-22-25） 1 消防資機材、化学消火剤の保有状況 (1) 大阪航空局岩国空港事務所 大阪航空局岩国空港事務所が保有する化学消防車、<u>科学</u>消火剤については資料編参照</p> <p>第23章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画 第8項 化学消火剤共同備蓄会（3-23-6） 【県（消防保安課）】 1 化学消火剤共同備蓄会に関する規約等 消防機関及び関係企業は、各地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。 (1) 岩国、大竹地区 ・岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編[7-19]〕 <u>(2) 周南地区</u> ・<u>周南地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編[7-19]〕</u> <u>(3) 宇部・小野田地区</u></p> <p>第3節 農産物対策計画 第1項 実施機関（3-23-10） 【県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター<u>農業</u>技術部（病虫害防除所）・農林水産事務所及び農林事務所（農業部・畜産部））・関係機関】</p> <p>第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）（3-23-10） 1 病虫害発生予察</p> 	<p>第22章 交通災害対策計画 第2節 航空災害対策計画 第4項 消防活動（3-22-25） 1 消防資機材、化学消火剤の保有状況 (1) 大阪航空局岩国空港事務所 大阪航空局岩国空港事務所が保有する化学消防車、<u>化</u>学消火剤については資料編参照</p> <p>第23章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画 第8項 化学消火剤共同備蓄会（3-23-6） 【県（消防保安課）】 1 化学消火剤共同備蓄会に関する規約等 消防機関及び関係企業は、各地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。 (1) 岩国、大竹地区 ・岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約〔資料編[7-19]〕 <u>(2) 宇部・小野田地区</u> (3) (削除)</p> <p>第3節 農産物対策計画 第1項 実施機関（3-23-10） 【県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター<u>農林業</u>技術部（病虫害防除所）・農林水産事務所及び農林事務所（農業部・畜産部））・関係機関】</p> <p>第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）（3-23-10） 1 病虫害発生予察</p> 	<p>表現の適正化</p> <p>周南地区化学消火剤共同備蓄会が解散</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行

2 県の防除体制

(2) 防除活動

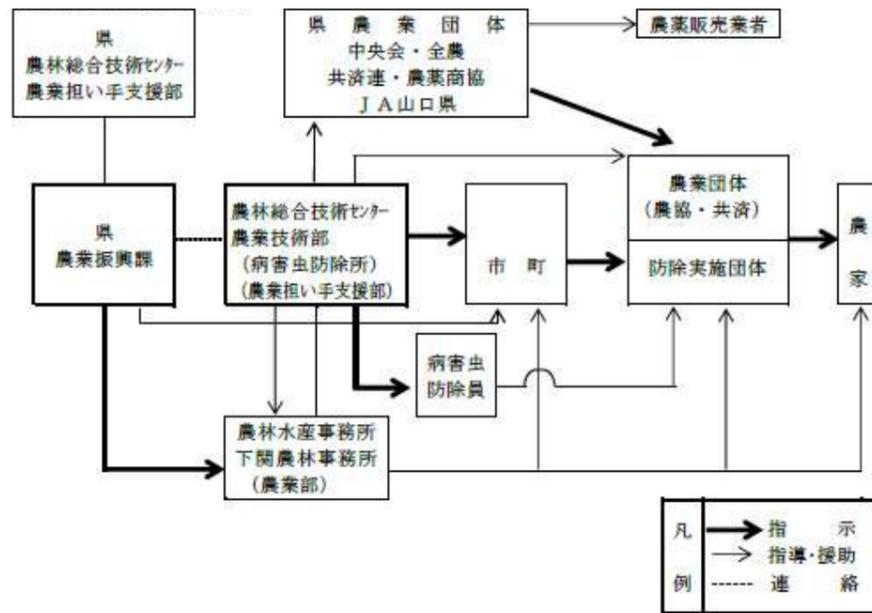
県農林水産部は、県病害虫防除対策協議会を設置し、市町に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 農林総合技術センター農業技術部（病害虫防除所）と農林水産事務所又は農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病害虫発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農業技術部（病害虫防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

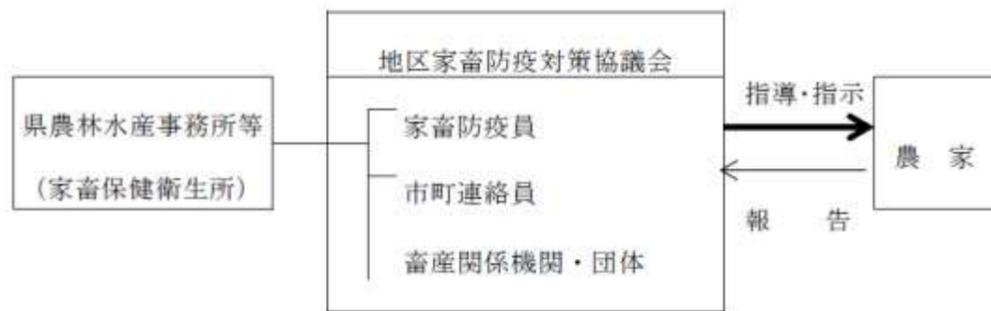
(3) 病害虫防除対策実施体系図



第4節 家畜管理計画

第1項 実施機関（3-23-12）

2 連絡体系



修 正 案

2 県の防除体制

(2) 防除活動

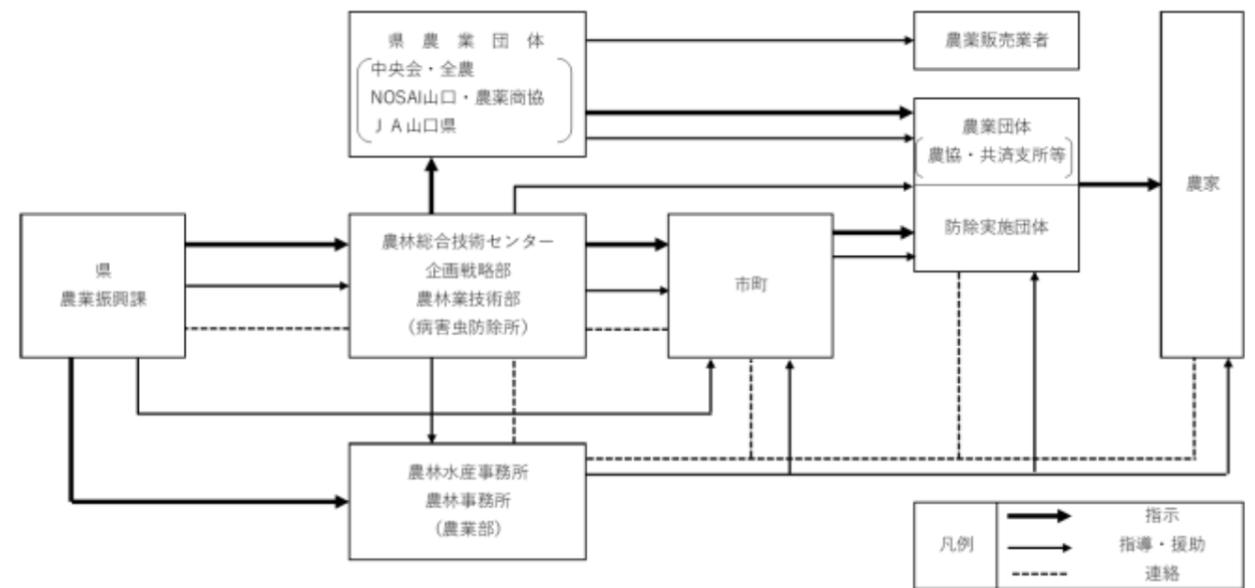
県農林水産部は、県病害虫防除対策協議会を設置し、市町に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）と農林水産事務所又は農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病害虫発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

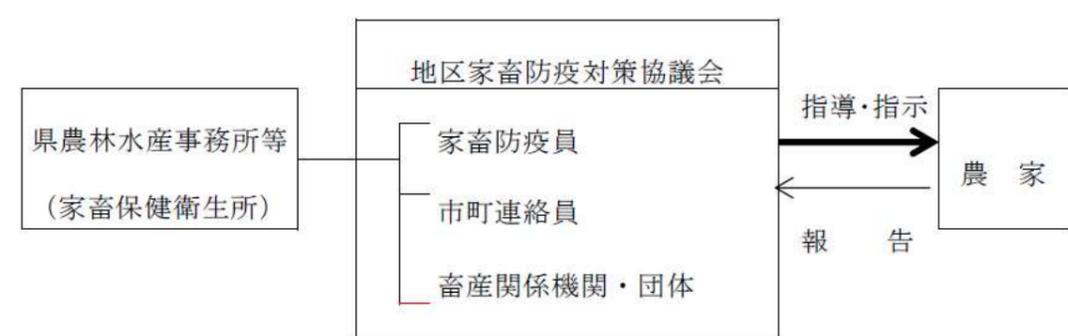
(3) 病害虫防除対策実施体系図



第4節 家畜管理計画

第1項 実施機関（3-23-12）

2 連絡体系



備 考

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正

表現の適正

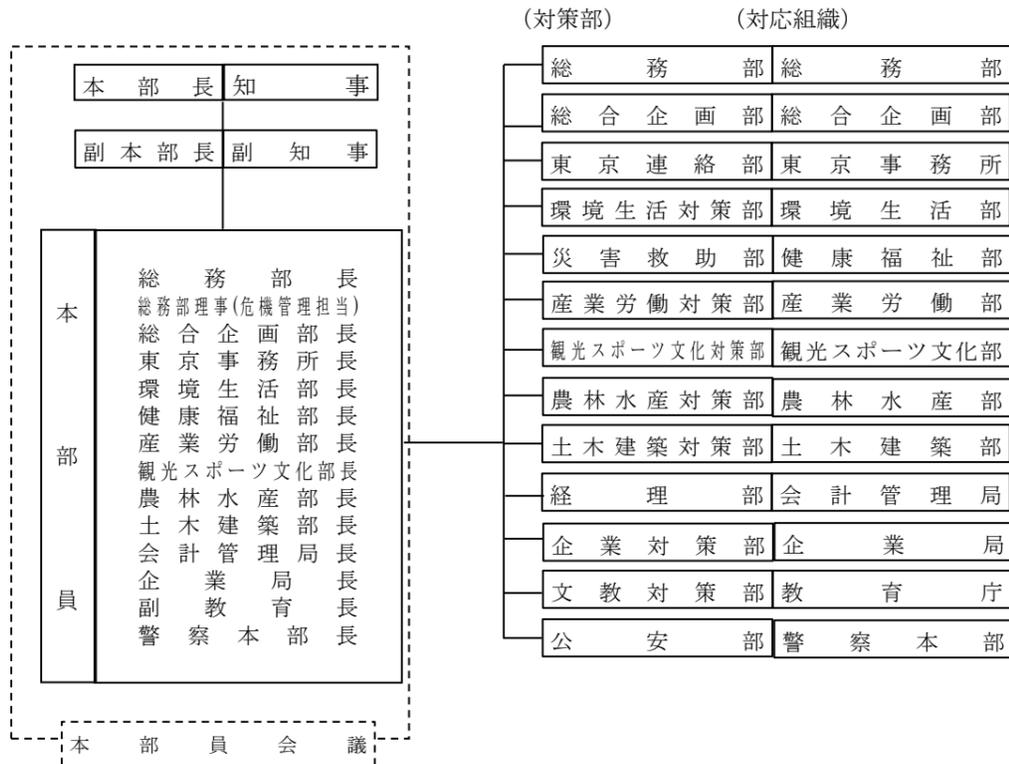
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2）

2 県本部の組織



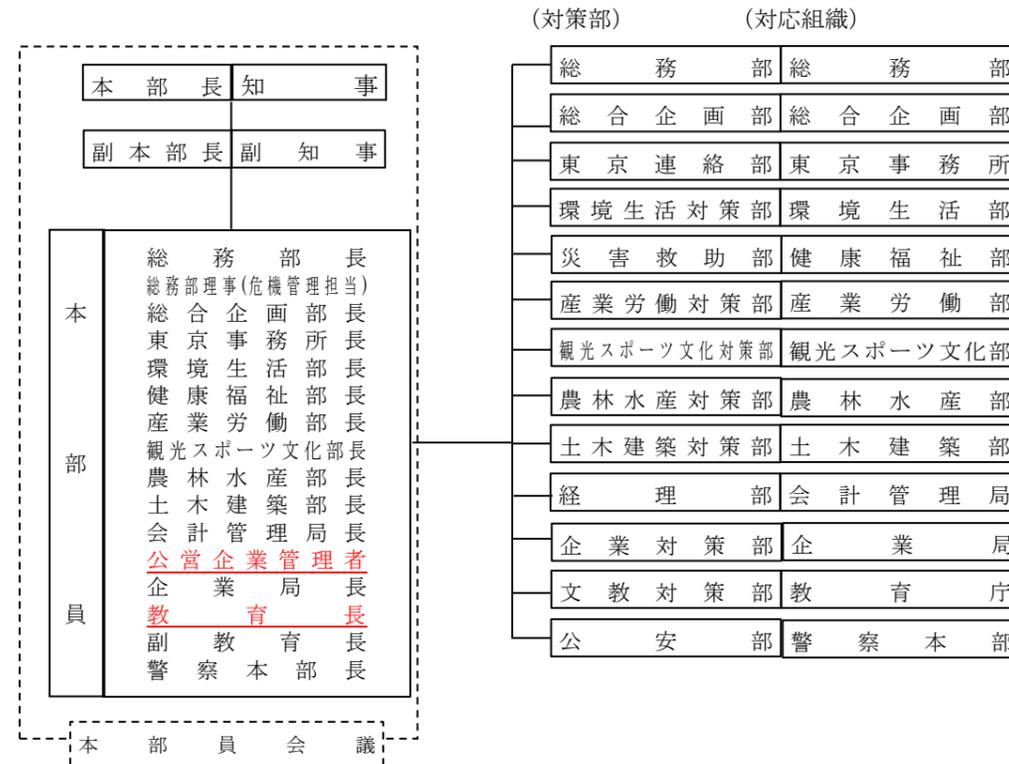
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2）

2 県本部の組織



表現の適正

現 行					修 正 案					備 考					
第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）					第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）										
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関						
農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	9 農林水産事務所等との連絡等に関する事 10 農作物関係の被害状況調査にかんすること 11 種子、種苗の確保供給に関する事 12 病虫害防除所との連絡等に関する事 13 復旧・復興対策に必要な農業生産資材の確保に 14 技術対策等の指導に関する事	農林水産事務所 下関農林事務所 (農業部) 農林総合技術 センター (農業技術部) (病虫害防除所) (農業担い手支援 部)	農林水産 対策部	農業振興	農業振興 課	9 農林水産事務所等との連絡等に関する事 10 農作物関係の被害状況調査にかんすること 11 種子、種苗の確保供給に関する事 12 病虫害防除所との連絡等に関する事 13 復旧・復興対策に必要な農業生産資材の確保に 14 技術対策等の指導に関する事	農林水産事務所 下関農林事務所 (農業部) 農林総合技術 センター (農林業技術部) (病虫害防除所) (農林業担い手支 援部)	表現の適正化 表現の適正化					
			(略)												
			林 務	森林企画 課 森林整備 課				21 農林水産事務所等との連絡調整に関する事 22 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な 木材の確保に関する事 23 治山・林道施設等の被害状況の調査、復旧・復興 対策及び二次災害の防止に関する事 24 貯木災害の対策に関する事	農林水産事務所 下関農林事務所(森 林部)		林 務	森林企画 課 森林整備 課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関する事 22 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な 木材の確保に関する事 23 治山・林道施設等の被害状況の調査、復旧・復興 対策及び二次災害の防止に関する事 24 貯木災害の対策に関する事 <u>25 盛土等に伴う防災に関する事(特定盛土等規 制区域)</u>	農林水産事務所 下関農林事務所(森 林部)	表現の適正化
			水 産	水産振興 課				<u>25</u> 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急 復旧対策に関する事 <u>26</u> 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保 及び確保のあっせんに関する事	農林水産事務所 下関水産振興局		水 産	水産振興 課	<u>26</u> 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急 復旧対策に関する事 <u>27</u> 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保 及び確保のあっせんに関する事	農林水産事務所 下関水産振興局	表現の適正化
漁港漁村	漁港漁場 整備課	<u>27</u> 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策 に関する事 <u>28</u> 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ っせんに関する事 <u>29</u> 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に 関する事 30 (新設)	農林水産事務所 下関水産振興局	漁港漁村	漁港漁場 整備課	<u>28</u> 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の被害状況調 査及び復旧・復興対策に関する事 <u>29</u> 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ っせんに関する事 <u>30</u> 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の復 旧・復興対策への支援に関する事	農林水産事務所 下関水産振興局	表現の適正化 表現の適正化							
(略)					(略)										
土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設(国土交通省 <u>水管理・国土保全局所 管</u>)の復旧に関する事 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防 止施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事		土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設(国土交通省 <u>関係</u>)の被害状況及び <u>土砂災害による被害状況の取りまとめ</u> に関する事 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防 止施設並びに <u>土砂災害</u> の被害状況調査及び応急復旧 並びに <u>二次災害の防止</u> に関する事		山口県業務継 続計画との整 合性を図る					
	(略)														
	都市 施設対策	都市計画 課	<u>13 市街地内の緊急路の確保に関する事。</u> <u>14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対 策に関する事。</u> <u>15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調 査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。</u> <u>16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関す ること。</u> <u>17 被災地の市街地復興計画の策定に関する事。</u>			都市 施設対策	都市計画 課	<u>13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対 策に関する事。</u> <u>14 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調 査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。</u> <u>15 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関す ること。</u> <u>16 被災地の市街地復興計画の策定に関する事。</u>			山口県業務継 続計画との整 合性を図る				
住宅	住宅課	<u>18 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関 すること。</u>		住宅	住宅課	<u>17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関 すること。</u>									

現 行				修 正 案				備 考
			<p><u>19</u> 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p><u>20</u> 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。</p> <p><u>21</u> 公営住宅の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。</p>				<p><u>18</u> 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p><u>19</u> 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。</p> <p><u>20</u> 公営住宅の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。</p> <p>21 (削除)</p>	
<p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第1項 生活相談（4-2-3）</p>				<p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第1項 生活相談（4-2-3）</p>				
	機関名	措置事項			機関名	措置事項		
	市 町	<p>1 市町は、被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望 事項等を聴取し、その解決を図る。</p> <p>2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。</p> <p>3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。</p> <p>4 (新設)</p>			市 町	<p>1 市町は、被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望 事項等を聴取し、その解決を図る。</p> <p>2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。</p> <p>3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。</p> <p><u>4 災害ケースマネジメントの実施に努める。</u></p>		
<p>第5項 住宅の建設（4-2-5）</p> <p>4 住宅資金の確保</p> <p>(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん</p> <p>イ 災害予防関連融資</p> <p>(i) 宅地防災工事資金融資</p> <p><u>宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。</u></p>				<p>第5項 住宅の建設（4-2-5）</p> <p>4 住宅資金の確保</p> <p>(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん</p> <p>イ 災害予防関連融資</p> <p>(i) 宅地防災工事資金融資</p> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項、第23条第1項、第2項、第41条第2項、第42条第1項、第2項、第46条第2項、第47条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。</u></p>				
<p>第6項 生活資金の確保（4-2-6）</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金</p> <p>(3) 利率 年<u>1.58%</u>（保証料別途）</p>				<p>第6項 生活資金の確保（4-2-6）</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金</p> <p>(3) 利率 年<u>1.24%</u>（保証料別途）</p>				
<p>第5章 金融計画（4-5-2）</p> <p>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(3) <u>被災地の手形</u>交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</p>				<p>第5章 金融計画（4-5-2）</p> <p>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(3) <u>電子</u>交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</p>				
								<p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>宅地造成及び 特定盛土等規 制法の施行に 伴う修正</p> <p>利率変更</p> <p>表現の適正化</p>